

審議会等の会議録

審議会等名	令和5年度 第3回海老名市介護保険運営協議会 (書面開催)
開催日時 (意見提出期間)	令和5年11月7日
出席者	海老名市介護保険運営協議会 委員14名 高橋(裕一郎)委員、盛田委員、大熊委員、佐藤委員、三宅委員、宇津木委員、中島委員、安ヶ平委員、梅澤委員、瀧平委員、白石委員、三部委員、高橋(隆行)委員、梶委員
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・非公開の理由	
議題	(1) えびな高齢者プラン21【第9期】素案について (2) えびな高齢者プラン21【第9期】案に係るパブリック・コメントの実施について (3) えびな高齢者プラン21【第9期】の策定スケジュールについて
資料	(1) えびな高齢者プラン21【第9期】素案について (2) えびな高齢者プラン21【第9期】案に係るパブリック・コメントの実施について (3) えびな高齢者プラン21【第9期】の策定スケジュールについて
結果	議題については、委員全員により承認された。
主な意見・質問	別紙資料のとおり

第3回海老名市介護保険運営協議会 書面会議に係るご意見

①	<p>【委員】えびな高齢者プラン21「第9期」素案について 「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会の実現」の考え方は理解でき賛同しますが、具体的な工程表と各時点での達成指標と測定方法が不明です。 国も明確にしていらないでしょうが、市の計画として独自に「工程表と各時点での達成目標」を試案でも良いですので作成したらどうでしょうか。</p>
②	<p>【委員】えびな高齢者プラン21「第9期」素案について 施設整備について、素案概要5(素案P110)で説明があります。 介護経験者として、これまで協議会で「居宅介護には限界があり、施設介護に移行せざる得ない例が多いので、施設整備は重要です」と意見を述べてきました。「第9期えびな高齢者プラン21」で、施設整備に力を入れることが計画されており、是非実現して欲しいと希望しております。</p>
③	<p>【委員】日常生活圏域の変更について 日常生活圏域の変更について、各地域包括支援センターの担当区域として設定を変更されたことに対し評価いたします。各地域の高齢者の人数から勘案して、各包括支援センターの人員を主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師という専門職の配置を考慮して、現状の各4名体制と限定せず、柔軟な体制を整えていただきたい。</p>
④	<p>【委員】日常生活圏域の変更について 高齢者支援のより細かな支援体制の検討やニーズ等の把握の観点から、日常生活圏域の変更は現実的で、市民にとっても分かりやすく、今回の設定には賛成しています。</p>
⑤	<p>【委員】えびな高齢者プラン21「第9期」素案について これまでは、夜間対応型訪問介護については利用実績がありませんが、ニーズは少ないと思っています。もし、どのくらいのニーズがあるのかわかれば、ご教示いただきたい。</p>
⑥	<p>【瀧平委員】えびな高齢者プラン21「第9期」素案について P37に、地域包括支援センターの窓口機能の充実に取り組みとの記載がありますが、充実の具体的内容がわかりません。 前回の回答では、「各機関が共通で受講できる研修会」と書かれていましたが、各機関とは包括ですか？ 重層的支援体制整備のために、包括の機能を強化するとの意味合いなのでしょう。人員配置の増員や介護予防支援業務を居宅介護支援事業所へ移行するなど、大きな対策を取らないと、実質的な機能充実は難しいと思われます。</p>
⑦	<p>【委員】日常生活圏域の変更について 第9期高齢者プラン21において日常生活圏域を「6圏域」にしたことで第8期から継続・発展したより細やかな支援体制の検討やニーズの把握を行うことができるかと思えます。</p>
⑧	<p>【委員】えびな高齢者プラン21「第9期」素案について 海老名市の地区別人口・高齢者の状況が省略されています。海老名市内において地理的条件、家族構成など地区によって地域差が必然的に生じることは問題ありませんが、地域実情に合わせた地域包括ケアシステムを進化・推進していくことを求められているのはご承知のとおりです。 海老名市における高齢者の現状を知るための基本情報として、地区別または6圏域別の「人口」「高齢者数」「高齢化率」「要介護認定率」を第9期高齢者プランで示していただきたいと思えます。</p>

⑨	<p>【委員】日常生活圏域の変更について</p> <p>第8期までの過去の計画策定委員会において、急に細分化するのではなく、市のサービス供給体制の整備状況や既存コミュニティ活動を配慮して、「北・中・南」などの経過的な圏域設定の検討があったのでしょうか。</p>
⑩	<p>【委員】日常生活圏域の変更について</p> <p>今回の圏域設定は、中学校区、既存の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の圏域、地区社協区域、地区民児協等とは異なると思いますので、この違いを字面だけでなく、見える化としてマップ化し、住民に理解していただくことが大切だと思います。</p>
⑪	<p>【委員】日常生活圏域の変更について</p> <p>本変更に伴い本市介護保険地域支援事業・生活支援体制整備事業における第2層協議体を再編するのでしょうか。</p>
⑫	<p>【委員】日常生活圏域の変更について</p> <p>第9期に向けた日常生活圏域調査は既に終了しておりますが、圏域・属性を含めたクロス集計・分析等はどのようになるのでしょうか。</p>
⑬	<p>【委員】「パブリック・コメント」以外の意見収集及び周知活動について</p> <p>第9期計画は日常生活圏域を6区域に設定する運びとなり、計画の根幹を大きく変更することとなり、「各地域の支え」から地域の関係機関や団体の周知・理解、協力が欠かせません。</p> <p>しかし、今回の策定スケジュール表には関係団体等(自治連・包括協議会・介護事業者・民児協・地区社協・第1層及び第2層協議体)などへの周知及び説明スケジュールが抜けています。</p>

えびな高齢者プラン 2 1（第 9 期）の素案概要について

1 基本理念（素案 P 8 参照）※骨子案から変更なし

高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」の実現に向けた、中核的な役割を担っており、地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指すべき方向であるとされています。

当市では第 8 期計画時から地域共生社会の実現を基本理念としており、今期計画でもこの基本理念を継承します。

※ 地域包括ケアシステム

⇒ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと

※ 地域共生社会

⇒ 高齢者介護、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける社会のこと

○ 基本理念

一人一人が笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現

2 基本目標（素案 P 9 参照）※骨子案から変更なし

当市では基本理念の実現の向け、高齢者を取り巻く状況や過去の計画の取組状況を踏まえ、基本目標を設定しています。

第 9 期計画では、第 8 期計画における基本理念の継承を考えていることから、基本目標についても第 8 期計画を継承します。

○ 基本目標

【基本目標 1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

【基本目標 2】地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

【基本目標 3】介護保険制度の適正な運営

3 日常生活圏域の変更について（素案P5参照）

（1）概要

第8期計画時まで『1圏域』であった、日常生活圏域を『6圏域』に変更します。

（2）理由等

当市では日常生活圏域の設定が制度化された、第3期計画時から日常生活圏域を1圏域として設定し、第8期計画時まで継承してまいりました。

第9期計画の策定に際し、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会において、社会資源の有無を含む地域の特性の把握や活用方法等様々な視点から活発な議論が行われ、日常生活圏域を細分化する方針となりました。

結果として高齢者支援の観点から現状の地域特性等を把握している地域包括支援センターの担当区域を基本とし、より細やかな支援体制の検討やニーズの把握を行うという観点から地域包括支援センターの担当区域と同数の6圏域を日常生活圏域として設定します。

圏域名	区域	地域包括支援センター
第1圏域	上今泉、下今泉、上郷、扇町、泉、めぐみ町	海老名北地域包括支援センター
第2圏域	柏ヶ谷、東柏ヶ谷、望地	海老名東地域包括支援センター
第3圏域	国分南、国分北、中央、勝瀬	海老名中央地域包括支援センター
第4圏域	中新田、さつき町、河原口、社家	さつき町地域包括支援センター
第5圏域	大谷、大谷北、大谷南、浜田町、国分寺台	国分寺台地域包括支援センター
第6圏域	中河内、中野、今里、上河内、杉久保北、杉久保南、本郷、門沢橋	海老名南地域包括支援センター

※ 日常生活圏域（介護保険法、基本指針により設定が要請される）

⇒ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされている。

なお、日常生活圏域の設定については、自治会や町内会など既存コミュニティの活動にも配慮して定めることが重要とされる。

4 重点・新規項目について

【基本目標1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【重点】
- (2) 高齢者訪問事業の実施【新規】
- (3) フレイル予防事業【新規・重点】

【基本目標2】地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

- (4) 地域包括支援センターの運営【重点】
- (5) 認知症高齢者支援の推進【重点】
- (6) 家族介護支援事業【重点】
- (7) 高齢者虐待防止対策の推進【重点】
- (8) 保健福祉事業（デマンド型交通の実施）【新規・重点】

【基本目標3】介護保険制度の適正な運営

- (9) 介護人材の確保【重点】
- (10) 施設サービスの整備・充実【重点】

5 施設整備について（素案P110参照）

介護保険サービスでは、要支援や要介護状態とならないよう予防したり、住み慣れた地域で暮らすことができるように住宅サービスの充実を図ることが重要ですが、虚弱な単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯で、高齢者が高齢者を介護する世帯が増加していることから、施設入所のニーズは依然高く、入所待機者もいます。

また、認知症や重度の要介護者が増加し、介護を行う介護者の負担軽減の観点からも、今後、介護者や高齢者が適切なサービスの選択が行えるよう、施設の量や質の確保、充実が必要となります。

このため、市としては介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護付有料老人ホーム等を軸に整備をすすめます。

種 類	整備目標
介護老人福祉施設	1 施設（100 床）
介護付有料老人ホーム	2 施設（200 床）
看護小規模多機能型居宅介護	1 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設

※）整備目標は、総量の目安となります。

【海老名市の状況】

- ・介護老人福祉施設の入所待機者は160人（令和5年4月1日時点）
- ・介護と医療のニーズがある在宅療養者の増加が見込まれることから、医療ニーズのある利用者に対応することができる介護サービスが必要となってくる。
（在宅介護実態調査）
- ・夜間に、家族に代わり介護を担うサービスがある事で、在宅生活を継続できる可能性のあるケースが増える。在宅生活を続けたいが、24時間対応の訪問介護がないため、施設入所となる人がいる。（市内ケアマネジャーアンケート）

6 介護保険料について（素案P113参照）

介護保険料の基準額は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画から算出した給付費の総額から、国・県・市の負担金を控除し、予定保険収納率で除したものを、さらに第1号被保険者数で除した額となります。

第1号被保険者の保険料は、保険者である市が条例で定めます。保険料設定にあたっては、保険給付の対象となる介護サービス見込み量に基づき給付費を推計し、これに見合う保険料額を設定することとなります。

【介護保険料（第9期）の考え方】

本市の介護給付費は、高齢者人口の増加と要介護・要支援認定者の増加に伴い増加の一途をたどっており、今後も介護給付費は増加し続けていくと見込まれます。また、介護報酬改定が予定されていることから、第9期期間における保険料については、増額が避けられないと見込んでいます。

しかし、これまで積み立ててきた介護保険給付費等準備基金を取り崩すこと、また、所得段階の細分化を増やすことで上げ幅を抑制します。

【参考】第8期 保険料基準額の算定

区 分	第 8 期
段階（最高負担率）	1 2段階（2.10）
(A) 保険給付費	23,818,403,747 円
(B) 地域支援事業費	1,544,330,858 円
(B') 地域支援事業費のうち 介護予防・日常生活支援総合事業費	868,621,578 円
(C) 第1号被保険者分 (A)+(B)の23%	5,833,428,959 円
(D) 調整交付金相当額 (A)+(B')の5%	1,234,351,266 円
(E) 調整交付金見込額 (A)+(B')の0.5%	123,435,127 円
(F) 市町村特別給付額	54,027,000 円
(G) 準備基金取崩額	570,000,000 円
(H) 保険料収納必要額 (C)+(D)-(E)+(F)-(G)	6,428,372,099 円
(I) 保険料収納率	98.26%
(J) 補正後被保険者数	105,258 人
(K) 基準保険料額（年額） (H)÷(I)÷(J)	<u>62,160 円</u>
(L) 基準保険料額（月額） (K)÷12カ月	5,180 円

えびな高齢者プラン21【第8期】より抜粋

(素案)

えびな高齢者プラン21 【第9期】

《海老名市高齢者保健福祉計画》

《海老名市介護保険事業計画》



一人一人が「笑顔」で暮らしていける
地域共生社会の実現

令和●年●月
神奈川県海老名市

【目次】

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の概要 P ●
- 2 計画の位置づけ P ●
- 3 計画の構成 P ●
- 4 計画の期間 P ●
- 5 日常生活圏域 P ●

II 高齢者を取り巻く状況

- 1 海老名市の人口構造 P ●
- 2 計画期間の人口推計 P ●

III 計画の基本理念と施策等

- 1 基本理念 P ●
- 2 基本目標と施策 P ●
- 3 各施策の内容
 - 【基本目標1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進 P ●
 - 【基本目標2】地域包括ケアシステムの一層の深化・推進 P ●
 - 【基本目標3】介護保険制度の適正な運営 P ●

I 計画策定にあたって

1 計画策定の概要

令和 7（2025）年に団塊世代が全員 75 歳以上となり、令和 22（2040）年には団塊ジュニアといわれる世代が 65 歳以上を迎えるなど、わが国の高齢化は進展の一途を辿っています。

本市においても、平成 24 年 10 月に高齢化率が 20%であったのに対し、令和 5 年 10 月には 24.7%に増加し、高齢者人口は 34,489 人となっています。

高齢化の進展や世帯構造の変化に伴い、高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯、障がいを持つ子と同居する高齢者の世帯などが増加している中で、多様な課題を抱えたとしても、人と人、人と社会とのつながりなど、地域との様々な関わりを基礎として、一人一人が生きがいを持って安全で安心して暮らし続けていけるようにする取り組みが重要となっています。

本市では「えびな高齢者プラン 21」を策定し、介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、地域に住む方々が安心して暮らし続けていけるよう、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を推進してきました。

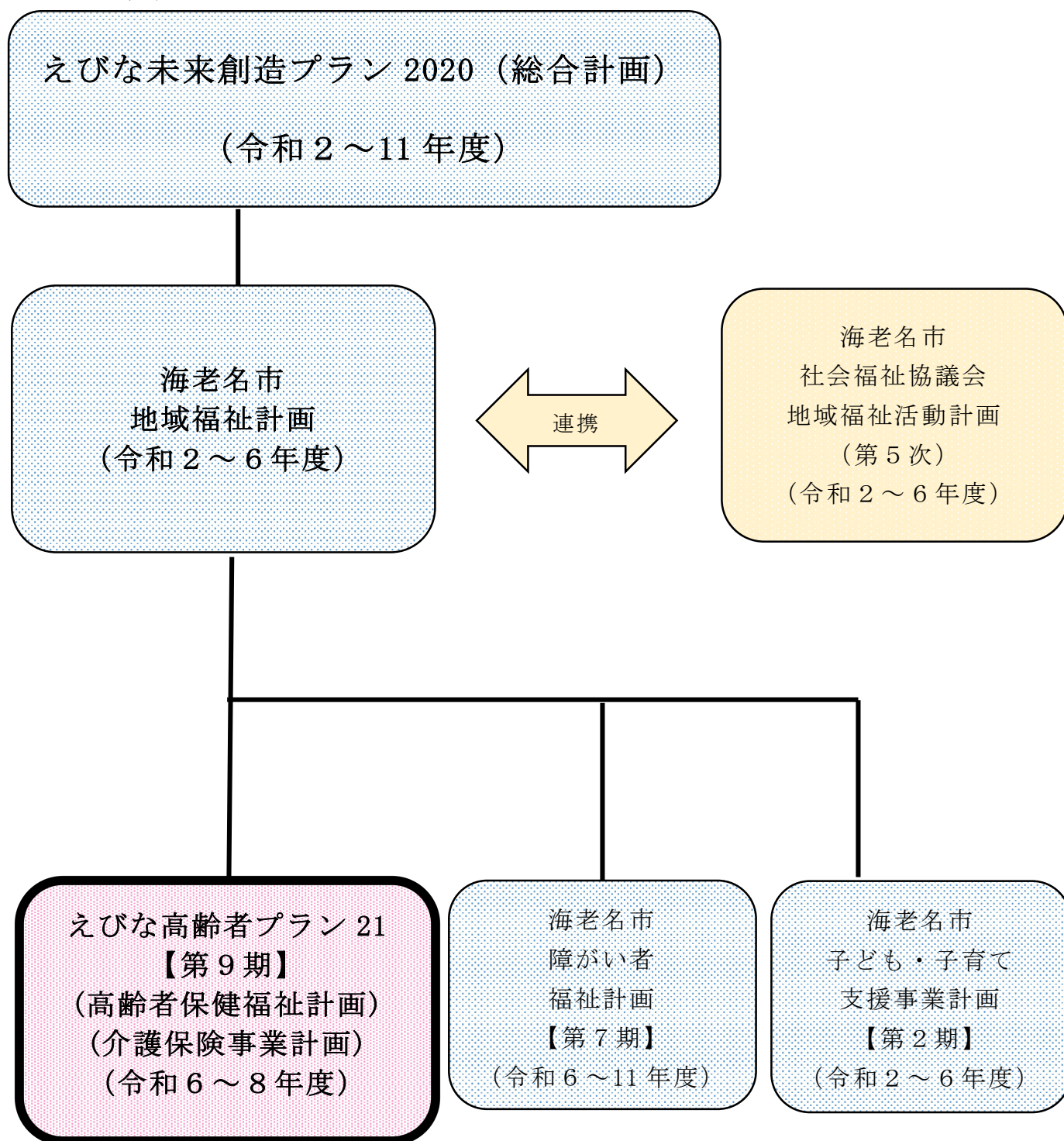
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を一体化し、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進していくためのもので、平成 12 年度から 3 年毎に策定しています。

今後、高齢化が進む中で、地域の方が共に支え合い、生きがいを持って安心して暮らしていけるように、地域で相互に支え合う仕組みづくりや、要介護状態にならないための介護予防施策を積極的に推進し、「地域包括ケアシステム」の一層の深化に努めるとともに、すべての人が地域や、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現に向け取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は本市の最上位計画である「えびな未来創造プラン 2020」に則し、上位計画である「海老名市地域福祉計画」のもと、各種計画と調和を保ったものとなっています。

《計画の位置づけ》



「えびな高齢者プラン 21」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第 117 条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に作成した計画です。

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の生きがいつくり、一人暮らし高齢者の生活支援、寝たきりや要介護状態の予防など、取り組むべき施策を定める高齢者福祉事業全般にわたる計画です。

「介護保険事業計画」は、要介護者などの人数、介護保険の給付対象となるサービスごとの見込み量を定めるなど、介護保険運営の基盤となる計画です。

二つの計画は老人福祉法と介護保険法の異なる根拠法令に基づく計画ですが、それぞれの法令により一体的に作成するように規定されています。

えびな高齢者プラン 21

高齢者保健福祉計画

- 地域の高齢者保健福祉に関する計画
- 市単独事業など、介護保険給付対象外のサービス及びその整備目標などを体系化した事業運営計画

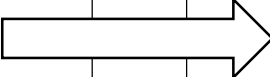
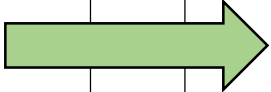
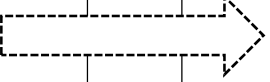

介護保険事業計画

- 介護保険給付対象者及び給付対象サービスの利用状況を示し、整備目標値を示した基盤整備計画
- 介護保険事業の円滑な運営に関わる施策を体系化した事業運営計画
- 介護保険事業に係る費用の見込み

4 計画の期間

計画の期間は3年を一期として作成するように定められていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間は今回の第9期計画の期間とします。

今期中には団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年を迎えるため一層の地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となると共に、団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年等の中長期を見据えた計画の作成を行います。

計画	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
第8期												
第9期												
第10期												
第11期												

5 日常生活圏域

日常生活圏域は、高齢者が長年住み慣れた地域で、これまで培ってきた地域における関わりを継続し、介護が必要となった場合でも生活を続けていくことを可能とする基盤整備を目的として設定するものです。

本市では日常生活圏域の設定が制度化された、第3期計画時から日常生活圏域を1圏域として設定し、第8期計画時まで継承してまいりました。

第9期計画の策定に際し、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会において、社会資源の有無を含む地域の特性の把握や活用方法等様々な視点から活発な議論が行われ、日常生活圏域を細分化する方針となりました。

細分化にあたっては、地区民生委員児童委員協議会の区域や地域包括支援センターの担当区域を軸に、3圏域、6圏域と細分化する案がありました。

結果として、高齢者支援の観点から現状の地域特性等を把握している地域包括支援センターの担当区域を基本とし、より細やかな支援体制の検討やニーズの把握を行うという観点から地域包括支援センターの担当区域と同数の6圏域を日常生活圏域として設定します。

圏域名	区域	地域包括支援センター
第1圏域	上今泉、下今泉、上郷、扇町、泉、めぐみ町	海老名北地域包括支援センター
第2圏域	柏ヶ谷、東柏ヶ谷、望地	海老名東地域包括支援センター
第3圏域	国分南、国分北、中央、勝瀬	海老名中央地域包括支援センター
第4圏域	中新田、さつき町、河原口、社家	さつき町地域包括支援センター
第5圏域	大谷北、大谷南、浜田町、国分寺台	国分寺台地域包括支援センター
第6圏域	中河内、中野、今里、上河内、杉久保北、杉久保南、本郷、門沢橋	海老名南地域包括支援センター

II 高齢者を取り巻く状況

令和5年4月に総務省統計局が公表した人口推計では、我が国の総人口は、令和4年10月1日時点で、1億2494万7千人。このうち65歳以上の高齢者人口は3623万6千人、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となり4人に1人以上が高齢者という状況です。昭和25（1950）年には5%に満たなかったことからすると高齢化が進んでいることを示しています。

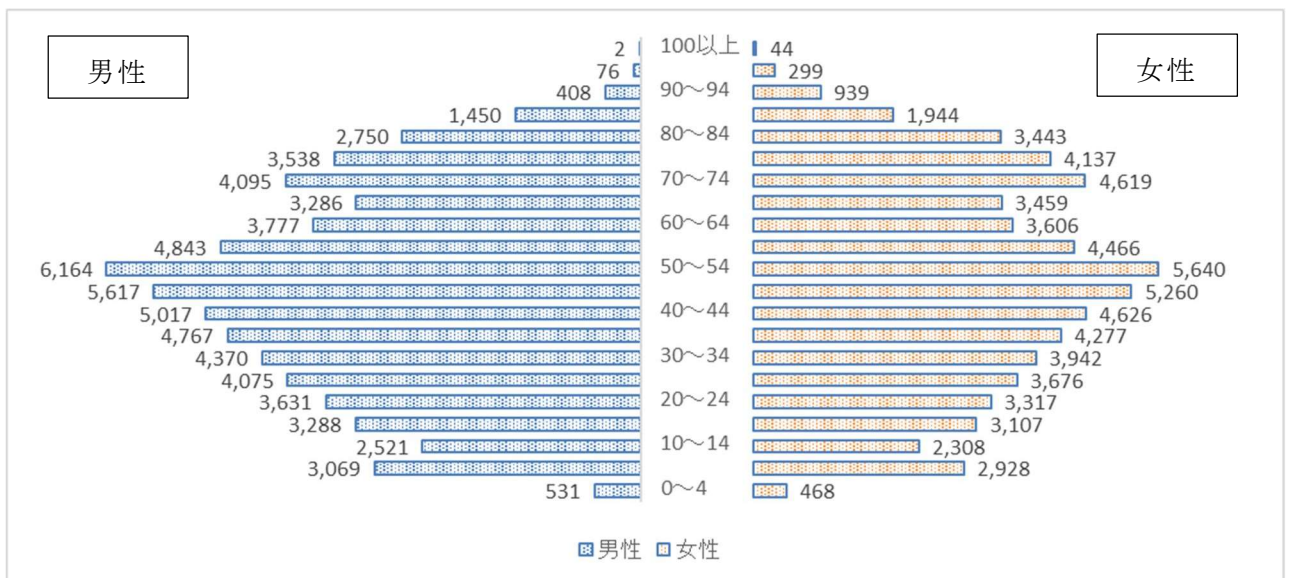
内閣府の高齢社会白書（令和5年版）によると、65歳以上人口は、いわゆる団塊の世代が65歳以上になった平成27（2015）年に3379万人となり、さらに団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には3653万人に達し、その後、令和25（2043）年に3953万人でピークを迎え、減少に転じると推計されています。

また、総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19（2037）年には33.3%となり、3人に1人が高齢者となると見込まれている。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の2.6人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

1 海老名市の人口構造

本市の人口構造は、グラフのように、50代前半の世代が最も多く、次いで40代後半が多くなっています。将来的に社会を支えていく24歳以下については、少子化の影響もあり、男女とも各年齢層が3,000人前後となっていますが、特に10代前半の世代は2,500人前後となっています。

海老名市の人口構造（令和5年10月1日時点）



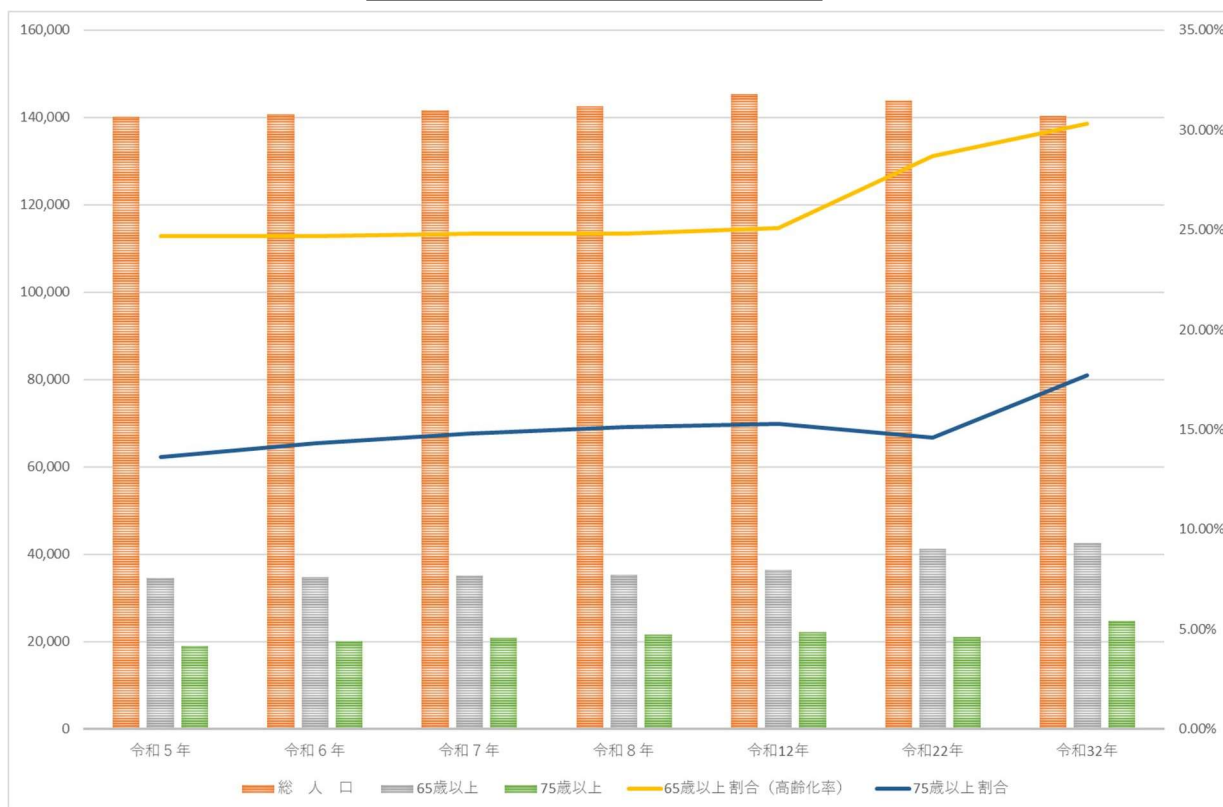
2 計画期間の人口推計

本市の人口は、令和5年10月1日時点で139,602人となっており、そのうち65歳以上の高齢者は34,489人、高齢化率は24.7%（約4人に1人）となっています。

本計画期間中においては、総人口及び65歳以上人口は増加すると見込まれています。中長期的には令和12（2030）年頃をピークに総人口は減少しますが、65歳以上人口は令和32（2050）年頃まで増加し、その後に減少に転じるものと見込まれています。本計画期間中及び中長期的に見ても高齢者の増加・高齢化率の上昇は避けられないものと考えられています。

海老名市の人口推計

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)
総人口	140,180	140,804	141,686	142,526	145,345	143,798	140,433
65歳以上	34,570	34,813	35,077	35,278	36,441	41,311	42,584
割合 (高齢化率)	24.7%	24.7%	24.8%	24.8%	25.1%	28.7%	30.3%
75歳以上	19,038	20,121	20,918	21,503	22,217	20,968	24,798
割合	13.6%	14.3%	14.8%	15.1%	15.3%	14.6%	17.7%



海老名市人口ビジョンより

Ⅲ 計画の基本理念と施策等

1 基本理念

人口の高齢化は急速に進展しており、本計画期間中の令和7（2025）年には団塊の世代の方が全員75歳以上を迎え、中長期的には令和22（2040）年に団塊ジュニアといわれる世代が65歳以上を迎えます。

そのような状況の中で、高齢者が生きがいをもって安心して暮らせるための環境の整備がより一層求められており、地域で支え合う仕組み作りや健康で自立した生活を支援する体制づくりが必要となっています。

そのためには、家族や地域の人々がお互いに助け合う「互助」がますます重要になってきています。

「自助・共助・公助」に加えて「互助」を充実させて、誰もが健康で自立した生活ができるよう、保健・福祉・医療に関わるサービスの充実、制度の適正な運営を図ってまいります。

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯、その他多様な課題を抱える世帯など、地域で見守りや支援が必要な世帯が増加していくことが予想されます。

地域に住む方々が安心して暮らし続けていくためには、各福祉機関や地域が連携し、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進が重要となっています。また、様々な制度や分野、「支える側」と「支えられる側」といった従来の枠組みを超えて「人と人」「人と社会」とがつながることにより一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が「地域包括ケアシステム」の目指すべき方向とされています。

本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域で支え合う仕組みづくり、要介護状態にならないための介護予防を重視した事業を推進していきます。

本計画における各種事業、一人一人が生きがいや役割をもって支え合いながら笑顔で暮らしていける地域共生社会を実現させるため、第8期計画に定めた以下の基本理念について、本計画においても継承し、高齢者支援事業の充実と介護保険制度の円滑な運営を推進していきます。

【基本理念】

一人一人が笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現

2 基本目標と施策

基本理念である「一人一人が笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現」に向け、高齢者を取り巻く現状や、第4期計画時からの取り組みを踏まえ、以下の3つを基本目標として掲げ、推進してまいります。

基本目標 1	生きがいを持って健康生活を送るための事業推進
健康で毎日を笑顔で過ごすためには、心身の健康維持・増進を図ることや、生きがいを持って生活することが大切であり、健康診査や健康教室などによる健康づくりの推進と、生きがいを持つための学び・就業・交流の支援を行います。	

基本目標 2	地域包括ケアシステムの一層の深化・推進
住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者のニーズに応じた市独自の支援サービスや医療、介護予防、そして高齢者の尊厳の保持といった取り組みが重要であり、関係機関との連携や地域資源の活用、地域での支え合いの仕組みづくりにより、地域の特性にあった「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進を図ります。	

基本目標 3	介護保険制度の適正な運営
<p>介護保険制度は、急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急増し、介護期間が長期化する一方で、核家族化や介護する家族等の高齢化など介護する側の環境も大きく変化してきたことを背景に、高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年に創設されました。</p> <p>要介護状態になっても、一人一人が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの総合的かつ効率的な提供に配慮します。</p>	

各施策・事業体系図

【基本目標 1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

(1) 生きがいと健康づくり

① 高齢者の健康維持・増進

ア	健康教育	P ●
イ	健康手帳の交付	P ●
ウ	健康相談	P ●
エ	訪問指導	P ●
オ	オーラルフレイル健診	P ●
カ	がん検診	P ●
キ	特定健康診査	P ●
ク	特定保健指導	P ●
ケ	後期高齢者健康診査	P ●
コ	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【重点】	P ●
サ	高齢者訪問事業の実施【新規】	P ●
シ	フレイル予防事業【新規・重点】	P ●
ス	高齢者向けスポーツの推進	P ●
セ	プール利用助成	P ●
ソ	在宅リフレッシュ事業	P ●

② 就業の場の確保に向けた支援

ア	シルバー人材センターへの支援	P ●
---	----------------	-----

③ 生きがい活動への支援

ア	ゆめクラブ活動への支援	P ●
イ	生きがい教室の充実	P ●

④ 敬老意識の高揚

ア	地域ふれあい事業	P ●
イ	高齢者敬老祝金等の贈呈	P ●

【基本目標 2】 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムについて

①地域における高齢者の生活支援及び関係機関との連携強化

ア	相談受付体制・PRの充実	P ●
a	相談受付体制の充実	P ●
b	PRの充実	P ●
イ	地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	P ●

(2) 在宅支援事業

①在宅福祉サービス

ア	配食サービス	P ●
イ	えびな安心キット・救急安心カードの配布	P ●
ウ	寝たきり老人等短期入所	P ●
エ	老人福祉施設入所措置	P ●
オ	高齢者の外出支援	P ●

(3) 地域支援事業の充実

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア	介護予防・生活支援サービス事業	P ●
a	従前の訪問介護相当サービス	P ●
b	訪問型サービスA	P ●
c	訪問型サービスB	P ●
d	訪問型サービスC	P ●
e	従前の通所介護相当サービス	P ●
f	通所型サービスB	P ●
g	通所型サービスC	P ●
h	介護予防ケアマネジメント	P ●
イ	一般介護予防事業	P ●
a	介護予防把握事業	P ●
b	介護予防普及啓発事業	P ●
c	地域介護予防活動支援事業	P ●
d	地域リハビリテーション活動支援事業	P ●

②包括的支援事業

ア	地域包括支援センターの運営【重点】	P●
a	基幹型地域包括支援センター	P●
b	地域包括支援センター	P●
c	地域ケア会議の開催	P●
イ	在宅医療と介護の連携	P●
a	在宅医療・介護の連携体制の推進	P●
b	在宅医療を担う人材の育成	P●
ウ	生活支援体制の整備	P●
a	生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置	P●
b	協議体の設置・開催	P●
c	担い手の養成・育成	P●
ウ	認知症高齢者支援の推進【重点】	P●
a	認知症初期集中支援推進事業	P●
b	認知症地域支援・ケア向上事業	P●
c	認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業	P●
d	認知症高齢者見守り事業	P●

③任意事業

ア	家族介護支援事業【重点】	P●
イ	緊急通報システム貸与	P●

(4) 権利擁護の推進

①	高齢者虐待防止対策の推進【重点】	P●
ア	広報・普及啓発	P●
イ	ネットワーク構築	P●
ウ	行政機関等の連携	P●
エ	養護者による高齢者虐待への対応の強化	P●
オ	養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の強化	P●
②	成年後見制度の活用	P●
③	高齢者消費被害対策	P●

(5) 生活環境の整備

① 住みやすいまちづくり

P ●

② 安全・安心の対策

ア ひとり暮らし高齢者安全点検

P ●

イ 孤立世帯・孤立死防止対策

P ●

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

P ●

(6) 市町村特別給付及び保健福祉事業の実施

P ●

① 市町村特別給付

P ●

ア 介護用品等の給付

P ●

② 保健福祉事業【新規】

P ●

ア デマンド型交通の実施

P ●

【基本目標3】介護保険制度の適正な運営

(1) 利用しやすい介護保険制度の実現

①要介護認定の平準化

ア	介護認定訪問調査	P ●
イ	審査会等の運営	P ●
a	介護認定審査会	P ●
b	介護保険運営協議会	P ●

②介護サービスの適正化

ア	在宅介護及び介護予防サービスの提供	P ●
a	訪問介護	P ●
b	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	P ●
c	訪問看護・介護予防訪問看護	P ●
d	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	P ●
e	通所介護	P ●
f	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	P ●
g	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	P ●
h	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	P ●
i	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	P ●
j	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	P ●
k	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	P ●
l	福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給	P ●
m	住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給	P ●
n	居宅介護支援・介護予防支援	P ●
イ	地域密着型サービスの提供	P ●
a	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P ●
b	夜間対応型訪問介護	P ●
c	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	P ●
d	看護小規模多機能型居宅介護	P ●
e	地域密着型通所介護	P ●
f	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	P ●
g	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	P ●
h	地域密着型特定施設入居者生活介護	P ●
i	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	P ●

ウ 施設サービスの提供	P ●
a 介護老人福祉施設	P ●
b 介護老人保健施設	P ●
c 介護医療院	P ●

③低所得者・負担軽減策	
ア 高額介護（介護予防）サービス費	P ●
イ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	P ●
ウ 特定入所者介護（介護予防）サービス費	P ●

(2) 介護サービス基盤の整備

①介護人材の確保【重点】	P ●
②在宅介護サービス事業者の質の向上と介護給付の適正化	P ●
③施設サービスの整備・充実【重点】	P ●
a 入所施設の整備・充実	P ●
b 地域密着型サービスの整備・充実	P ●
c 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の基盤整備	P ●

(3) 財政基盤の整備

①介護保険料	P ●
②費用の実績と推計	P ●
③介護保険料賦課徴収方式	P ●

(4) 災害・感染症への対応

①災害への対応	P ●
②感染症への対応	P ●

3 各施策の内容

基本目標 1 生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送るため、体を動かすことの大切さや、健康に関する知識を学び、生きがいを感じることもできる場や、自身の健康について相談できる環境の整備が必要となります。

多くの方に興味をもって参加いただけるよう、各事業の充実を図ります。

(1) 生きがいと健康づくり

① 高齢者の健康維持・増進

高齢者の健康維持・増進を図るため、健康に関する知識の習得や健康相談に加え、高齢者向けスポーツの普及に努めます。

ア 健康教育（健康推進課・国保医療課事業）

特定健康診査、特定保健指導、健康相談等の保健事業と連携して実施します。

第 8 期計画		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	計画	280 回	280 回	280 回
	実績	41 回	116 回	●●人
延人数	計画	1,400 人	1,400 人	1,400 人
	実績	460 人	1,048 人	●●人

第 9 期計画		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
運動	延人数	80 人	80 人	80 人
栄養	延人数	150 人	150 人	150 人

【評価・課題】

新型コロナウイルス感染症の流行により、計画を下回る結果となりました。

引き続き、食生活改善推進団体えびな会や健康えびな普及員会等、関係機関と連携を図りながら、教室の開催や保健指導を行い、実施回数や参加者の増加に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧などに関する知識の普及に力を入れた教室の開催や保健指導を行います。

イ 健康手帳の交付

各種健康診査、がん検診等の受診結果の記録、健康相談、健康教育等の受講状況を記入し、自己の健康管理に役立てるために交付します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付	計画	400人	400人	400人
延人数	実績	89人	173人	●●人

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付延人数		350人	350人	350人

【評価・課題】

引き続き、活用方法を含め、普及・啓発を強化していく必要があります。

【施策の方向性】

厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっておりますが、高齢者の利便性も考慮し、引き続き紙媒体での配布を継続しつつ、スマートフォンを活用した方法も検討します。

市民が自らの健康管理に活用できるよう普及・啓発に努めるとともに保健事業との連携を図ります。

ウ 健康相談

保健師や栄養士等が、個々の状況に応じた指導及び助言を行い、健康の保持増進を図ります。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	計画	120回	120回	120回
	実績	43回	127回	●●●回
延人数	計画	1,500人	1,500人	1,500人
	実績	321人	762人	●●●人

※延人数は事業中の65歳以上の人数

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	120回	120回	120回
延人数	1,000人	1,000人	1,000人

【評価・課題】

新型コロナウイルス感染症の流行により、計画を下回る結果となりました。引き続き、充実を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

生活習慣病の観点から、特にリスクの高い方を中心に、より効果的な相談ができるよう、特定健診・特定保健指導との連携の強化を図ります。

エ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族に対し、状態に応じた、保健師・栄養士・歯科医師などの専門職による指導を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導人数	計画	80人	80人	80人
	実績	71人	96人	●人

※指導人数は事業中の65歳以上の人数

※令和●年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導人数		160人	160人	160人

【評価・課題】

令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が開始となり、健康状態不明者や低栄養予防の訪問件数が増加しています。今後訪問数を増やし、地域での支援の充実を図ります。

【施策の方向性】

今後も「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を通じて、訪問を中心とした個別性の高い支援を継続していきます。

オ オーラルフレイル健診

歯と口の健康を保ち、口腔機能の低下（オーラルフレイル）を抑えるため本市の委託医療機関において個別健診を実施します。

第 8 期計画		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	計画	432 人	432 人	432 人
	実績	255 人	221 人	●●●人

※人数は事業中の 65 歳以上の人

※令和 5 年度の実績は令和 ●年●月末時点の見込

第 9 期計画		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数		225 人	225 人	225 人

【評価・課題】

健診受診者数の減少が見受けられるため、継続して周知を行っていきま
す。

【施策の方向性】

積極的な利用を促進するため、周知・PRを行います。

カ がん検診

健康の維持・増進とともに、がんの早期発見と早期治療を目的にがん検診を実施します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん	計画	2,249人	2,249人	2,249人
	実績	2,097人	2,024人	●●●人
大腸がん	計画	3,091人	3,091人	3,091人
	実績	3,400人	3,841人	●●●人
肺がん	計画	1,464人	1,464人	1,464人
	実績	1,178人	1,217人	●●●人
乳がん	計画	558人	558人	558人
	実績	590人	606人	●●●人
子宮がん	計画	815人	815人	815人
	実績	799人	829人	●●●人
前立腺がん	計画	2,123人	2,123人	2,123人
	実績	2,134人	2,505人	●●●人
口腔がん	計画	789人	789人	789人
	実績	844人	761人	●●●人

※人数は事業中の65歳以上の人数

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん	2,024人	2,024人	2,024人
大腸がん	3,841人	3,841人	3,841人
肺がん	1,217人	1,217人	1,217人
乳がん	606人	606人	606人
子宮がん	829人	829人	829人
前立腺がん	2,505人	2,505人	2,505人
口腔がん	761人	761人	761人

【評価・課題】

全体的に受診者については増加基調にあります。高齢者を中心にがんに対する関心がたかまっているものと推測できます。

【施策の方向性】

早期発見の観点から、広報えびな、市ホームページ等を活用し、知識の普及・啓発、受診者数の増加を図ります。

キ 特定健康診査

40歳以上74歳までの国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診 人数	計画	4,456人	3,932人	3,442人
	実績	4,465人	5,030人	●●●人

※受診人数は事業中の65歳以上の人数

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診人数	3,500人	3,000人	2,500人

【評価・課題】

令和4年度は健診費用の無償化や未受診勧奨の委託化に伴い、受診人数が増加しています。今後は、被保険者数の減少に伴い、受診人数の減少が見込まれます。

【施策の方向性】

重症化、合併症予防のため、未受診者への個別鑑賞通知の活用により受診者の増加を図ります。また、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善することで医療費の適正化につなげます。

ク 特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の早期発見に努め、受診者を積極的支援レベル・動機付け支援レベル・情報提供レベルに分け、それぞれに合わせた保健指導を実施します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	計画	71人	69人	68人
	実績	82人	85人	●人
指導率	計画	14.5%	16.0%	18.0%
	実績	16.9%	14.9%	●%

※対象人数は事業中の65歳以上の人数

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導人数	90人	97人	103人
指導率	16%	17%	18%

【評価・課題】

保健指導率が伸び悩んでいます。

【施策の方向性】

保健指導を通じて、自主的な生活習慣病改善の取り組みが継続できるよう支援していきます。特にメタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが重なっている方を対象に、指導率向上のため、郵送による通知や電話・訪問による案内に加え、個別・集団等保健指導の実施方法も工夫します。

ケ 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対して、糖尿病等生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査を実施し、健康の維持・増進を図ります。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診人数	計画	6,400人	7,200人	7,700人
	実績	5,867人	6,326人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診人数	8,000人	8,300人	8,600人

【評価・課題】

計画値に満たないものの、受診人数については増加傾向にあります。高齢者の健康に対する関心が高まっていると推測されます。

【施策の方向性】

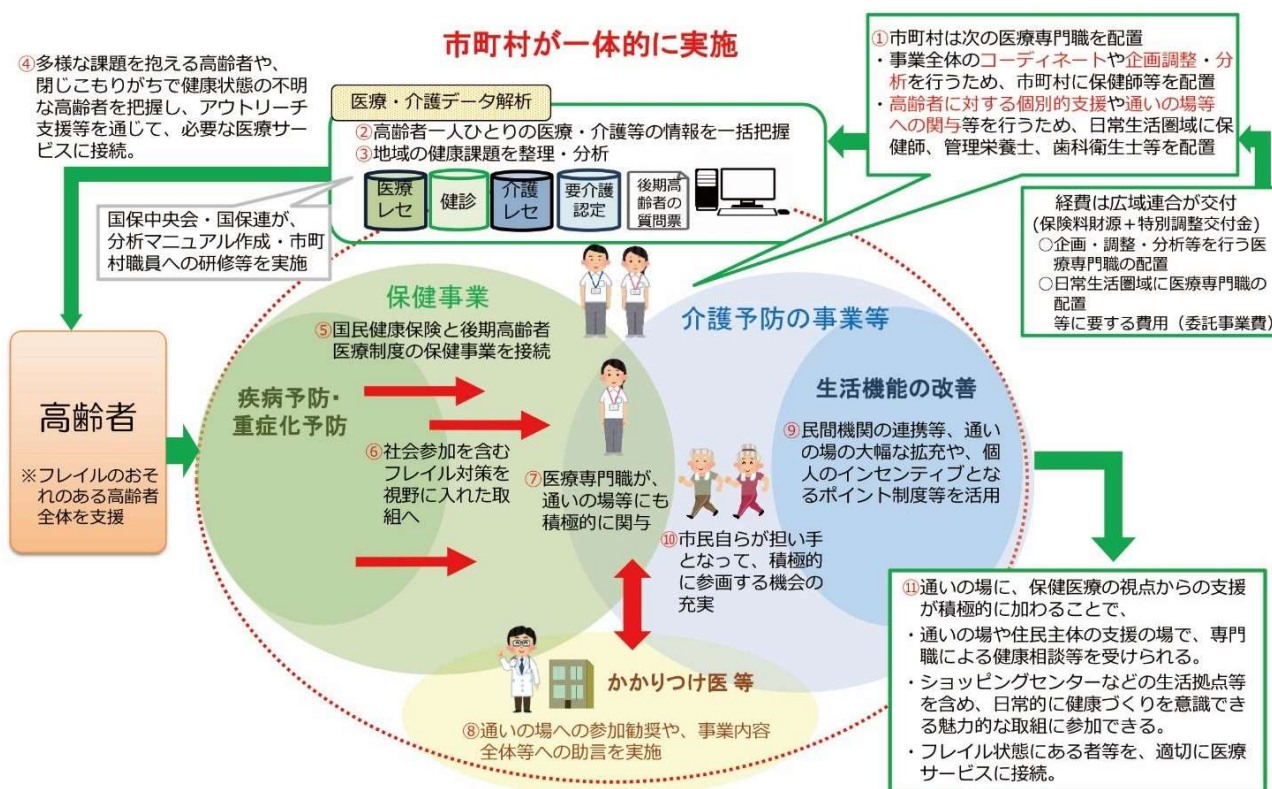
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業を通じ、健康診査未受診者の健康状態の把握やフレイル予防、生活習慣病予防など、健康維持・増進に取り組めます。

コ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【重点】

これまで高齢者が「疾病予防・重症化予防」と「生活機能の維持・改善」の両面のニーズを有しているものの、「保健事業」と「介護予防」の実施主体が異なるために健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていない点が課題となっていました。

そこで、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本方針」に基づき、特定健康診査及び後期高齢者健康診査を所管する部署、高齢者の健康づくりを所管する部署、市民の健康増進を所管する部署が連携し、医療関係団体等の助言を受けながら、実施事業の方針や計画の策定、内容の見直し等を協議のうえ、事業を実施します。

(参考) 市町村における実施のイメージ図



※厚生労働省ホームページ資料より引用

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
腎症重症化予防 対象者数	12人	12人	12人
健康状態不明者 対象者数	100人	100人	100人
低栄養予防 指導者数	10人	10人	10人

【評価・課題】

医療・介護・健診などのデータを活用して、地域包括支援センター地区ごとに分析するなど、地区把握に努め、事業を推進することができました。

【施策の方向性】

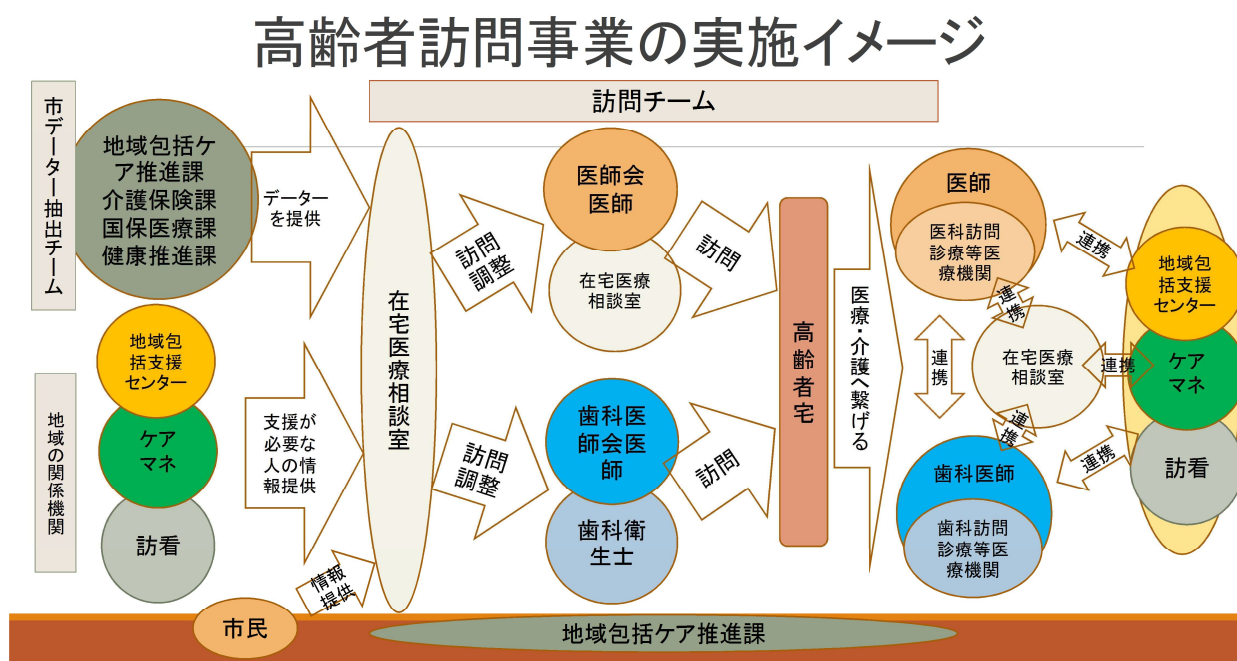
庁内関係各課の連携を密に行うとともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと協働し、より効果的に介入し情報提供等ができるよう展開していきます。

サ 高齢者訪問事業の実施【新規】

支援が必要であるにもかかわらず、医療・介護・福祉のサービスに結びついていない地域の高齢者に対して、医師・歯科医師が訪問し、必要なサービスにつなげ、高齢者の孤立を予防します。

また、将来的に要介護状態となった高齢者の方も住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような支援体制を検討します。

市町村における実施のイメージ図



シ フレイル予防事業【新規・重点】

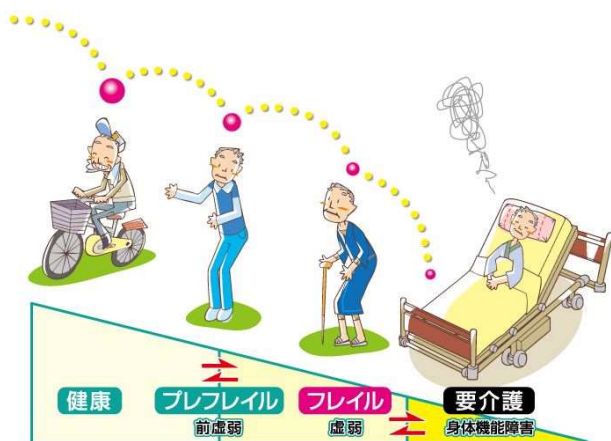
いつまでも元気に活動し、家族や友人、地域の人たちとつながり、社会参加しながら毎日を送ることのできる、高齢期を過ごすには「フレイル（虚弱）」の予防・対策が重要となります。

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指します。（図1）年齢を重ねていくと、心身や社会性などの面でダメージを受けたときに回復できる力が低下し、これによって健康に過ごせていた状態から、生活を送るために支援を受けなければならない要介護状態に変化していきます。

フレイル予防で掲げている柱は「栄養」「身体活動（運動）」「社会参加」の3つです。（図2）

フレイルチェックを通して、自身の状態を把握し、必要な取り組み内容等を情報提供することでフレイル予防を図ります。

（図1）



（図2）



※東京大学高齢社会総合研究機構 フレイル予防ハンドブックより引用

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
フルフレイル チェック実施者数	198人	198人	198人	198人

【評価・課題】

フレイルについての認知度が低いため、周知活動が必要です。

【施策の方向性】

フレイルサポーターと協働し、フレイルチェックを通して自身の状態を把握できるよう、フレイル予防の普及啓発に努めます。

ス 高齢者向けスポーツの推進

高齢者の生きがいづくりや、健康増進を目的としたグラウンドゴルフやシルバーカルチャー教室（特殊詐欺防止講演会の開催など）について、開催を海老名ゆめクラブ連合会に委託し、推進に努めていきます。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
グラウンド ゴルフ	計画	170人	172人	174人
	実績	150人	149人	●●人
ニュー スポーツ	計画	175人	177人	179人
	実績	0人	90人	●●人
ターゲット バード ゴルフ	計画	65人	67人	63人
	実績	59人	51人	●●人
シルバー カルチャー教 室	計画	105人	107人	102人
	実績	50人	132人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

【評価・課題】

計画を下回ったものの、知名度の低いニュースポーツ（スカットボール）においても一定数の参加をいただくことができ、普及・推進に努めました。

【施策の方向性】

引き続き、高齢者向けスポーツの推進を図るとともに、生きがいづくり、健康増進に資するものを検討、実施していきます。

なお、種目については、適宜見直しながら行っていくため、計画値は未記載としました。

セ プール利用助成

高齢者の体力の低下防止と健康の保持・増進を図ることを目的として、海老名市内に居住する65歳以上の高齢者に対し、高座施設組合屋内温水プール利用料の半額を助成します。

その他、ビナスポ・総合運動公園・北部体育館のプール、トレーニング室は、「元気65」という料金設定により65歳以上の方は利用料を半額で利用することができます。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	計画	5,590人	5,690人	5,790人
	実績	2,979人	4,092人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数		6,000人	6,100人	6,200人

【評価・課題】

新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度は利用者が減少していたが、緩和され利用者も増えてきました。

【施策の方向性】

「水中」を利用した運動は足腰への負担も少なく、健康の維持・増進につながることから、助成事業を継続します。

ソ 在宅リフレッシュ事業

要介護4・5の方を在宅で介護している方、及び介護されている方を対象に介護の負担軽減やリフレッシュを目的として、「はり・灸・マッサージ・指圧」や「温泉施設」、「食事施設」、「理美容施設」で使用できる助成券を交付しています。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	計画	470人	475人	480人
	実績	88人	134人	●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数		160人	170人	180人

【評価・課題】

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出控えや、訪問系のサービスの利用控え等があり、利用人数の減少傾向にありましたが、現在は回復傾向にあります。

【施策の方向性】

助成券を金券に変更するなど利便性の向上や、利用対象施設等を増やす取り組みを実施します。

また、より多くの方に利用頂けるよう、ケアマネジャー等と連携し制度の周知を行ってまいります。

② 就業の場の確保に向けた支援

高齢者の就労の場を提供している組織への支援を通じて高齢者の働く機会を増やします。

ア シルバー人材センターへの支援

働く意欲のある高齢者が、知識、経験、能力を活かし、自らの生きがいと社会参加の機会を促進するため、シルバー人材センターに助成を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	計画	850人	850人	850人
	実績	790人	785人	●●人
就業率	計画	84.0%	84.0%	84.0%
	実績	83.7%	82.0%	●●%

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数		800人	820人	850人
就業率		85.0%	85.0%	85.0%

【評価・課題】

会員数は横ばいですが、就業率は高い水準を維持しています。

今後、高齢化に伴う会員の増加を見込むとともに、仕事とのマッチングが課題となります。

さらに、デジタル社会が急速に進む中で、デジタルに特化したスキルの取得も必要となります。

【施策の方向性】

シルバー人材センターへの助成を強化すべく、国の動向に合わせた補助金の見直しや活動内容の支援を行います。

③ 生きがい活動への支援

ゆめクラブへの活動支援、生きがい教室の実施により、高齢者の生きがいの場を提供します。

ア ゆめクラブ活動への支援

60歳以上の方の仲間づくりを通しての健康づくりと地域社会への参加活動等を支援・促進するために、ゆめクラブ連合会及び単位クラブへの助成を行い、高齢者の生きがい活動への支援を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	計画	2,900人	2,910人	2,920人
	実績	2,331人	2,276人	●●人
クラブ数	計画	50クラブ	50クラブ	50クラブ
	実績	47クラブ	46クラブ	●●クラブ

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数		2,200人	2,150人	2,100人
クラブ数		45クラブ	45クラブ	45クラブ

【評価・課題】

毎年、一定の新規加入者がいるものの、死去や施設入所等が理由で退会する人の数が加入者を上回っているため、クラブ数、会員数共に減少傾向です。

高齢者のニーズや生活様式の変化に伴い、今後も同様の傾向が続くものと考えられます。

【施策の方向性】

引き続き、新規会員獲得に向けた活動に取り組みつつ、クラブ数、会員数共に減少を抑えられるよう行ってまいります。

また、高齢者がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、スマホ教室等も積極的に進めてまいります。

イ 生きがい教室の充実

高齢者が趣味を楽しむことにより学習や創造の喜びを得るとともに、仲間と知り合うきっかけづくりの場とすることを目的にパソコンや手芸などの各種教室を開催します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	計画	380人	390人	395人
	実績	168人	201人	●●●人
延人数	計画	2,000人	2,020人	2,025人
	実績	764人	828人	●●●人
教室数	計画	20教室	20教室	20教室
	実績	16教室	17教室	16教室

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

※令和5年度は、一部を一般介護予防事業としたため教室数が減っていますが、全体としての教室数は計画値を上回っています。

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	250人	250人	250人
延人数	1,250人	1,250人	1,250人
教室数	16教室	17教室	18教室

【評価・課題】

数値の計画と実施が乖離した理由として、新型コロナウイルスによる影響で募集人員の縮小や開催の見送りを行ったことが挙げられます。

今後の課題として、現在は女性の参加者がほとんどを占めていることから、男性の参加者を増やす方策の検討が必要です。

【施策の方向性】

コロナ禍が明けたことから、可能な範囲で募集人数を増やし、参加者の増加を目指します。また、男性の参加を促すべく、男性限定の教室開催や仕事後に通える夜間の教室の実施を検討します。

④ 敬老意識の高揚

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬い、広く市民の敬老意識の高揚を図ります。

ア 地域ふれあい事業

地域でのふれあいを通じて高齢者福祉への関心と理解を深めるとともに、外出支援により高齢者自らの生活意欲の向上を促すことを目的に実施します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	計画	36,500人	37,000人	37,500人
	実績	33,810人	34,062人	●●●人

※令和●年度の実績は令和●年●月末時点の見込

【評価・課題】

令和3年、4年共にコロナ禍の影響による中止等がありました。

今後は状況を見ながら地域力の強化を図るため、支援を継続していきます。

また、今後の本事業の在り方について、庁内関係機関に加え、外部機関の人も交えて検討部会を立ち上げ、議論を行いました。

【施策の方向性】

引き続き、地域ごとの特性を生かした事業展開ができるよう制度を見直し、さらなる地域の魅力向上に努めていきます。

イ 高齢者敬老祝金等の贈呈

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬い、その長寿を祝うため、お祝い金やお祝い品を 88 歳、100 歳以上の方へ贈呈します。

第 8 期計画		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
88 歳	計画	410 人	415 人	420 人
	実績	486 人	805 人	●●●人
100 歳以上	計画	45 人	50 人	55 人
	実績	52 人	52 人	●●●人

※令和 5 年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第 9 期計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
88 歳	730 人	823 人	720 人
100 歳以上	70 人	80 人	90 人

【評価・課題】

概ね計画値を上回る結果となりました。令和 4 年度の実績につきましては、制度の変更のため、計画値が実績の半数となっています。

【施策の方向性】

引き続き敬老意識の高揚のため、事業を継続していきます。

しかし、高齢化に伴い対象者の増加が見込まれるため、適宜見直しをしていきます。

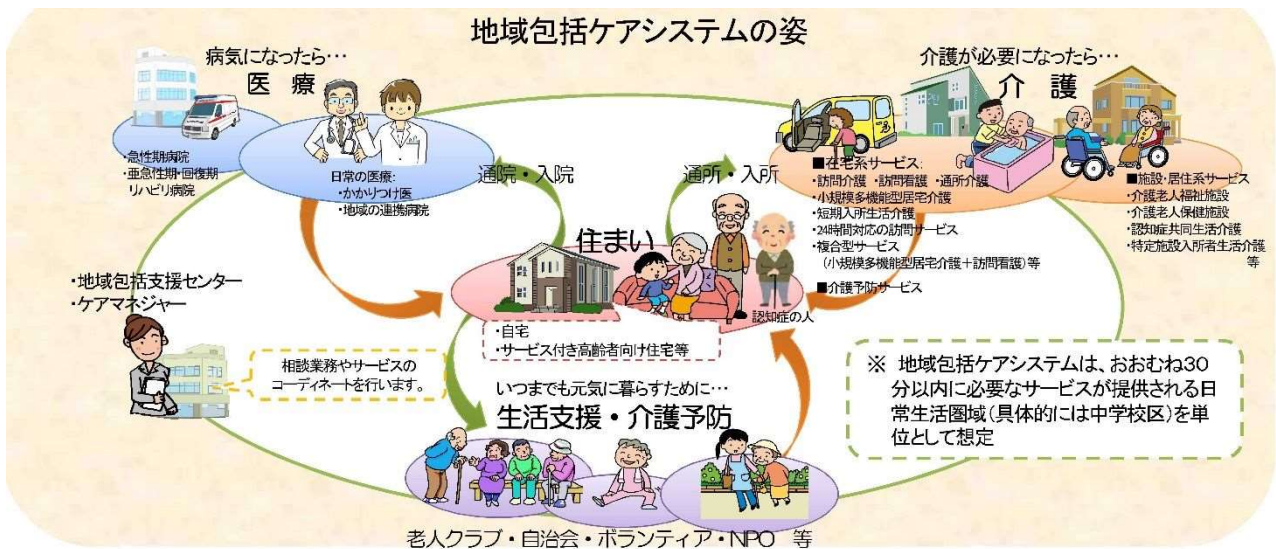
基本目標 2 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある家族と高齢者のみ世帯など、地域での見守りや、複合的な支援が必要となってくる世帯が増加することが予想されるなかで、地域に住む方が安心して住み続けていけるよう、関係機関と地域が連携し、地域ごとの「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進が必要となります。

(1) 地域包括ケアシステムについて

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営み、自分らしい暮らしを続けることを可能とするため、「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「日常生活の支援」が包括的に確保される体制を示します。

第6期計画以降、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2022)年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて努めてまいりましたが、今後、一層の地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。



厚生労働省ホームページ資料より引用

① 地域における高齢者の生活支援及び関係機関との連携強化

高齢者が住み慣れた地域で住み続けていけるよう「自助・互助・共助・公助」を組み合わせながら包括的にサービスを組み合わせさせていけるよう努めていきます。

また「必要な支援を包括的に提供する」という地域包括ケアシステムの考え方を、障がい者や子ども等にも対象を広げ、関係機関、地域住民と協働で支えていけるよう取り組んでいきます。さらに地域包括ケアシステムの中核を成す、地域包括支援センターの窓口機能の充実にも取り組みます。

ア 相談受付体制・PRの充実

a 相談受付体制の充実

地域包括支援センター、えびな在宅医療相談室、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム等の機関が相談を受けた際に迅速に対応するため、職員の意識向上及び連携の強化等を含めた相談受付体制の充実を図っていきます。

また、対応に際しては海老名市社会福祉協議会及び警察、神奈川県等の関係機関とも連携を図ります。

b PRの充実

介護保険の概要が記載されている「あったかいね介護保険」、主に在宅の高齢者を対象とした市のサービスが記載されている「高齢者ガイドブック」等のパンフレットを活用し、高齢者やその家族に向けた情報提供を行います。

また「広報えびな」や「市ホームページ」なども活用し積極的な情報発信を実施します。

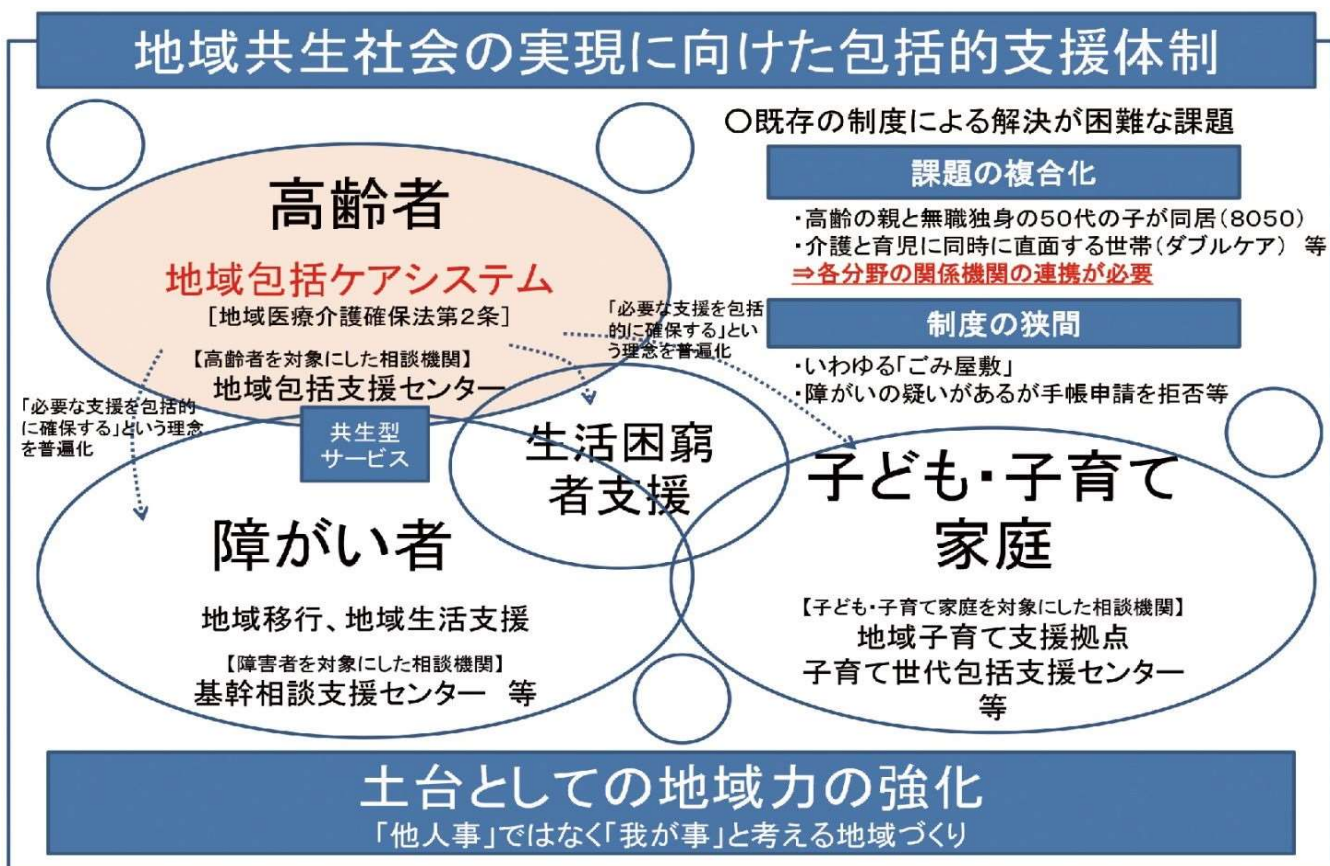
イ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域共生社会とは、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会を示します。

地域共生社会の実現に向け、地域住民による支え合いと公的な福祉サービスが協働し、地域及び個人が抱える生活課題を解決していける「我が事・丸ごと」の地域づくりを継続して推進していきます。

今後高齢化が一層進展する中で地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るとともに、地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向とされています。

複雑化及び複合化する地域住民の支援ニーズを掘り起こし、それに対応すべく、これまでの制度による縦割りを超え、対象者の属性に関わりなく市内各関係部署と地域福祉において中心的な役割を担っている海老名市社会福祉協議会をはじめとした関係機関との情報共有・意見交換を密に行い、事案に対し連携して取り組む包括的かつ重層的な支援体制の推進を図ります。



※厚生労働省のホームページ資料より「害」の字を「がい」に修正し引用

(2) 在宅支援事業

① 在宅福祉サービス

市独自の在宅福祉サービスの充実を通じ、生活の安定のために必要な支援を行います。

ア 配食サービス

安否確認が必要な一人暮らしや高齢者世帯で、食事の調理や買い物などが困難な方に昼食または夕食をお届けします。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	計画	210人	210人	210人
	実績	180人	116人	●●●人
延食数	計画	26,500食	26,500食	26,500食
	実績	17,266食	12,705食	●●●食

※令和5年度の実績は令和●年●月時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用人数	130人	130人	130人	●●●人

【評価・課題】

緊急通報システムや介護サービスの利用等により、配食サービスを用いて安否確認が必要となる人が減少傾向にあります。

【施策の方向性】

高齢者の見守り事業として、利用者のニーズや利便性に考慮しながら、柔軟に検討します。

※第8期計画では「延食数」を数値設定としていましたが、利用者によって利用日数が異なるため、第9期計画では項目を削除しました。

イ えびな安心キット・救急安心カードの配布

市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、緊急時の連絡先等の情報を記入し保存する、えびな安心キットや携帯できる救急安心カードを配付し、高齢者の不安解消に努めます。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
安心 キット	計画	400 個	450 個	500 個
	実績	396 個	372 個	●●個
救急 安心 カード	計画	400 枚	450 枚	500 枚
	実績	220 枚	271 枚	●●枚

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心キット	500 個	600 個	700 個
救急安心カード	300 枚	400 枚	500 枚

【評価・課題】

配布数が伸び悩んでいます。今後高齢化に伴うニーズの高まりが予測できますので、引き続きPR活動に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

より多くの方に利用していただけるよう、高齢者の集まる場において積極的に周知活動に努め、広報・市SNSなども活用してPRしていきます。



▲安心キット



▲救急安心カード

ウ 寝たきり老人等短期入所

介護者等が葬祭や事故、疾病等の理由で、一時的に居宅での介護ができなくなったとき、特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の施設に一定期間入所できる事業です。

第 8 期計画		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特養 延人数	計画	14 人	14 人	14 人
	実績	0 人	1 人	●●人
養護 延人数	計画	5 人	5 人	5 人
	実績	2 人	1 人	●●人

※令和 5 年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第 9 期計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特養延人数	11 人	11 人	11 人
養護延人数	4 人	4 人	4 人

【評価・課題】

市内の施設数が充実しつつあること、高齢者虐待事案に伴う緊急時の場合には、適切に老人福祉法に定める「措置」を実施するなどの結果、計画値を大幅に下回る結果となりました。

また、また定員超過に対する減算補填についても予算化していましたが、実際には定員超過を生じさせるような事象は発生しませんでした。

【施策の方向性】

第 8 期計画の実績を踏まえ、計画値を縮小します。

今後も適正な運用に努めるとともに、事業の進捗を見ながら次期計画時の見直しも見据え進めていきます。

エ 老人福祉施設入所措置

身体上又は精神上の障がいにより常時介護を必要とする方で、居宅で適切な介護を受けることが困難な65歳以上の方が入所しています。介護保険制度では契約入所となりますが、高齢者本人が虐待や介護放棄など「やむを得ない事由」がある場合には、保護措置として入所措置を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特養措置者数	計画	1人	2人	3人
	実績	0人	0人	●人
養護措置者数	計画	10人	11人	12人
	実績	8人	7人	●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特養措置者数		2人	2人	2人
養護措置者数		10人	10人	10人

【評価・課題】

入所基準に該当しない方（認定なし、要介護3未満）が多く、特別養護老人ホームへの「やむを得ない事由による措置」については未実施となりました。

「養護措置」については、高齢者虐待事案への対応に伴い、前期2件の実施となりました。

【施策の方向性】

高齢者虐待の通報件数も増加傾向にあることから、今後も「措置」の必要性は増してくるものと考えられます。

また、高齢者数の増加に伴い、身寄りがおらず、経済的な理由等で住む場所がない高齢者も増加することが見込まれるため、引き続き適正な運用に努めていきます。

オ 高齢者の外出支援

近年、高齢者の免許の返納が進んでいる中で、返納後の移動手段として外出支援ニーズが高まっています。

本市においては、福祉有償運送サービスをはじめ、高齢者への外出支援として、様々な外出支援対策に取り組んでいます。

今後、高齢化が更に進むことで、外出支援ニーズの多様化も予想されるため、外出支援の在り方や方法について具体的に検討します。

(参考) 海老名市の外出支援

福祉有償運送サービス	ボランティアドライバー（登録ボランティア）所有の一般車両を利用し、単独での外出が困難な方の送迎を行います（送迎例：医療機関への通院など）。 ※実施主体：海老名市社会福祉協議会ほか
ぬくもり号・さくら号運行	高齢者や障がい者の外出の機会を増やし、買い物支援や健康増進につなげることを目的に、時刻表に沿ってワゴン型車両で指定ルートを定時巡回しています。 ※段階的に You Bus 事業へ統合
高齢者等移動支援の担い手養成	福祉有償運送運転者講習により移動支援の担い手を育成するとともに、修了者等に対して、市内の福祉有償運送団体や住民参加型移動支援団体への参加を促し、新たな移動支援団体の発足を目指した支援を行っています。
高齢者等移動支援事業を行う団体への補助	地域において外出困難を抱える高齢者や障がい者等への安定した福祉移動サービス事業の提供を支援するため、福祉有償運送サービスや地域住民相互の助け合いにより外出支援を行う団体に対し、経費の一部を助成します（上限あり）。
You Bus 乗車運賃の助成	You Bus（コミュニティバス及び実証運行路線）における高齢者や障がい者の負担軽減を図るため、You Bus ぬくもり乗車証を発行しています。 乗車証を提示することで、100円で乗車することができます（発行には申請が必要）。

(3) 地域支援事業の充実

地域支援事業とは、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者・介護予防事業対象者に対し、既存の介護予防等の生活支援サービスに加え、ボランティア等地域における社会資源の活用を図り総合的サービスを提供します。また地域の高齢者が生活支援の担い手としての社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につながる取り組みを支援します。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

a 従前の訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、掃除や買い物などの生活援助や身体介護を行います。

※平成 29 年 4 月より名称が「訪問介護相当サービス」となっています。

※令和 2 年 4 月より名称が「従前の訪問介護相当サービス」となっています。

第 8 期計画		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	計画	2,490 人	2,530 人	2,580 人
	実績	1,165 人	1,166 人	●●人

※令和 5 年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第 9 期計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
利用人数	1,300 人	1,365 人	1,433 人	2,838 人

【評価・課題】

要支援 1、2 の方は、多くの身の回りの動作は自立している方がほとんどですが、買い物などの一部の生活行為に援助が必要な方がいられます。そのため、本サービスはニーズの高いサービスといえます。

【施策の方向性】

引き続き、訪問介護員による身体介護、生活援助の必要な方に利用して頂くサービスとして継続していきます。

b 訪問型サービスA

従前の訪問介護相当サービスと異なり、市の養成講座を受講すれば、ホームヘルパーの資格がなくてもサービス提供ができるといった、提供者の基準が緩和された事業であり、具体的なサービス例として、調理や掃除、ごみの分別・ごみ出し及び買い物代行などの生活援助があります。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	計画	15人	25人	35人
	実績	16人	2人	●●人

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用人数	●●●人	●●●人	●●●人	●●●人

【評価・課題】

市では、本サービスの担い手となるヘルパーの養成講座を毎年開催し、20名のヘルパーの養成をしています。

しかしながら本サービスの利用希望者が伸びない現状があります。あくまで一時的な日常生活支援という位置づけのサービスであることから、このサービスを情報提供する対象について、在宅医療相談室等でも積極的に情報提供を行い、必要な方に利用いただけるサービスとなるよう、サービス利用を促す働きかけがこれまで以上に必要です。

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用控えがあったものと推察されます。

【施策の方向性】

本サービスは、事業対象者や要支援1・2の方に安価で利用いただけるサービスであることから、総合事業において市民が選べるサービスのメニューの一つとして継続していきます。

利用者数が伸びるよう、周知の方法をさらに工夫し、地域包括支援センターや在宅医療相談室でも利用を促す取り組みを行います。

c 訪問型サービスB

総合事業対象者及び要支援認定者のうち、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が対象となります。訪問員が自宅に訪問し安否確認を行います。同時にごみ出し補助などの簡単な福祉支援を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	計画	90人	92人	95人
	実績	66人	53人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用人数	57人	60人	63人	99人

【評価・課題】

生活の中で不可欠なゴミ出しが困難となっている高齢者は一定数おられ、ゴミ出し支援は市内全域からニーズがあります。そのため、今後もサービス継続の必要性が高い事業といえます。

利用者は継続利用を希望する方が多い一方で、サービスの担い手はサービス提供の終了時期の見通しが立たないことから、負担感をもつ実態もあります。サービスの担い手側の負担を軽減するためにも、一人のサービス利用者を複数の担い手で支援するなど、実施方法に工夫が必要です。また、サービスの担い手をどのように増やしていくか、市で実施している担い手養成講座等を通じて、サービス提供者としての登録を促していくことが求められます。

【施策の方向性】

前述のとおり、ニーズの高いサービスであることから、継続が求められていますが、本サービスの形のみにとらわれることなく、ゴミ出し支援と見守りという支援の形は、地域ごとに多様な取り組みがあることが望ましいといえます。高齢者のゴミ出し支援については、生活支援体制整備事業の協議体においても協議されている議題であり、本サービスは継続しつつ、さらに地域ごとの多様な取り組みを検討していきます。

d 訪問型サービスC

必要に応じて保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問し、その方に必要な助言などを行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	計画	90人	95人	100人
	実績	0人	0人	●●人

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用人数	3人	5人	8人	15人

【評価・課題】

本サービスは、総合事業のサービスのメニューとして用意はあるものの、専門職の訪問による短期集中的な介護予防支援の利用希望者される方はコロナ禍の影響もあり、みられませんでした。

総合事業のサービスのメニューとしてあるものの、市民に対する周知が十分でなかったため、真のニーズを把握できていなかったともいえます。地域包括支援センターや在宅医療相談室と連携し、広く周知に努めていきます。

【施策の方向性】

3～6か月間、短期集中的に保健・医療の専門職が訪問し、介護予防的支援を実施することで、生活機能の改善や運動器の機能向上が期待できる方に対して、実施していくべき支援です。

様々な理由から外出が困難となっている高齢者に対して、本サービスの情報提供、周知に努め、利用を促す取り組みを実施します。

e 従前の通所介護相当サービス

通所型サービスを提供する施設内にて、食事や入浴、排せつの介助、機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持とともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る事業です。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	計画	5,370人	5,465人	5,560人
	実績	2,263人	2,484人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用人数	2,664人	2,925人	3,211人	11,887人

【評価・課題】

通所型サービスは要支援者にも非常にニーズの高いサービスです。

継続的な利用を希望される方も多いことから、要支援から要介護に進むことなく身体機能、認知機能を維持または向上するために必要なサービスです。

【施策の方向性】

身体機能や認知機能が低下してきたとしても、地域の支援を利用しながらその人らしく自宅で生活を続けていくために継続の必要性が高いサービスです。

高齢者の増加に伴い、利用できる施設数の増加も見込まれ、それに伴い、利用者数も増加することが見込まれます。高齢者が自宅で生活を続けていくために、必要不可欠なサービスといえます。

f 通所型サービス B

NPO、ボランティア等の住民が主体となっていく、要支援者及び事業対象者を含む住民を対象とした通いの場の運営に対し支援します。

市内に常設サロンを下記3箇所設置しています。運営主体は地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、住民グループなど様々です。開催は週4日以上・1日4時間以上の開所かつ要支援者及び総合事業対象者を主な対象者とするを条件とした通いの場の運営をしています。

No.	包括地区	名 称
1	北包括	ふれあいかみいま 「ふれかみサロン」
2	北包括	ふれあいかみいま 「テラスさろん」
3	さつき町包括	ハッピーサロン 「にこにこサロンさつき」

【評価・課題】

常設サロンは、地域住民の通いの場として重要な役割を担っています。

高齢者が思い立った時に自分の足で通うことのできる場にサロンがあることが非常に重要です。常設サロンは週の大半、開設しているサロンのため、高齢者が気軽に立ち寄り、地域の方と交流する場として重要な役割を担っています。

また、サロンの運営にはボランティアとして多くの地域住民が関わっており、地域の高齢者を支える担い手として活躍して頂く場にもなっています。

【施策の方向性】

現在運営されている非常設サロンの中から、常設サロンに移行できるサロンを選び、市内の常設サロン数を増やしていくよう取り組みます。そのためには地域の担い手の養成が急務であり、担い手を養成した後の活躍の場としても、常設サロンは重要な場であるため、地域包括ケア推進課で実施する様々な事業と連携を図り、地域で高齢者を支える担い手を増やし、サロン運営にも携わって頂きます。

g 通所型サービスC

通所型サービスCとは、生活機能を改善するため運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6か月の短期間で行うサービスで、保健師等によって自治会館などを会場に行われます。日常生活に支障のある生活行為を改善するために、個別に応じてプログラムを複合的に実施します。

第8期計画 (回数/延人数)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
まるごと介護 予防教室	計画	42回/443人	42回/443人	42回/443人
	実績	45回/547人	39回/484人	39回/●●●人
水中ウォーキング 教室	計画	22回/451人	22回/451人	22回/451人
	実績	24回/299人	24回/349人	24回/●●●人
栄養改善 (元気アップ食事 相談)	計画	7回/8人	7回/8人	7回/8人
	実績	1回/1人	0回/0人	●回/●●●人
口腔機能の向上 (歯つらつ相談)	計画	6回/15人	6回/15人	6回/15人
	実績	0回/0人	0回/0人	●回/●●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
まるごと介護 予防教室	延人数	800人	804人	808人	866人
水中ウォーキン グ教室	延人数	480人	480人	480人	480人
栄養改善 (元気アップ食 事相談)	延人数	3人	5人	8人	15人
口腔機能の向上 (歯つらつ相 談)	延人数	3人	5人	8人	15人

【評価・課題】

本サービスの対象者は一般介護予防事業とは異なり、支援を受けることと機能の維持や向上が期待できることから、対象者が教室に参加したことでどのような変化があったのかを精査し、教室修了後にどのような生活を送る必要があるのか、地域包括支援センターと共に考える必要があります。教室参加により維持または向上できた機能について、機能低下を招かないための支援を考えていくことが重要と考えます。

【施策の方向性】

教室参加により、身体機能や認知機能の維持または改善が望める高齢者に対して参加を促すはたらきかけができるよう、これまで以上に地域包括支援センターと連携し、適切なサービス利用を促します。また教室修了後には、通いの場や地域サロンへ活動の場を移行して頂くことや、地域の高齢者を支えることも望めるような活力ある高齢者に対しては、通いの場や地域サロンのスタッフ等、地域の担い手になっていただけるよう支援をしていきます。

評価指標について、開催回数については未知のウイルスによる感染症の蔓延等により、大きく変動することもあるため、参加人数で評価していきます。

h 介護予防ケアマネジメント

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域において、一人一人の有する能力に応じ、自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
ケアマネジメントA	2,180件	2,235件	2,290件	3235件
ケアマネジメントB	490件	500件	515件	725件
ケアマネジメントC	400件	410件	420件	595件

【評価・課題】

高齢者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する際には必ずケアマネジメントを実施し、個人に合わせたケアプランを作成します。ケアプランは本人の状態や周囲の状況などを鑑みてA、B、Cのどのタイプにするかを決定します。

市全体としてはA、B、Cそれぞれの件数が非常に重要であるため、評価指標はケアマネジメントA、B、Cの各件数と設定することが妥当と考えられます。

【施策の方向性】

ケアマネジメントの種類のうち、最も割合が高いケアマネジメントAについては、少なくとも3か月に1回のモニタリングを要します。対象の高齢者が介護予防・生活支援サービスを利用した結果、心身の状態が維持または改善に至った場合には、サービスの継続のみを選択肢とするのではなく、積極的に地域のサロンや通いの場へ移行していくことが望ましいと考えられます。

介護予防のサービス利用と併せて実施されることが必須であるため、評価の結果をプランに反映させ、高齢者の健康寿命の延伸を図るべく、地域に高齢者が生き生きと暮らせる場を1箇所でも多く作ることが急務と考えられます。

イ 一般介護予防事業

a 介護予防把握事業

地域包括支援センターや民生委員児童委員、介護や医療の担当課と連携し、閉じこもり等の何等かの支援を要する者を早期に把握し介護予防活動へつなげるように支援します。

b 介護予防普及啓発事業

市独自で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を推進します。

第8期計画（延人数）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
こころとカラダの健康教室（ともの輪）	計画	4,795人	4,795人	4,795人
	実績	1,807人	3,383人	●●●人
脳イキイキ教室（認知症予防）	計画	913人	913人	913人
	実績	433人	585人	●●●人
ビナスポ活用術（運動機能向上）	計画	921人	921人	921人
	実績	366人	471人	●●●人
トランスフィットネス教室（運動機能向上）	計画	289人	289人	289人
	実績	187人	246人	●●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画（延人数）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
こころとカラダの健康教室	計画	4,845人	4,845人	4,845人	5,000人
脳イキイキ教室（認知症予防）	計画	945人	945人	945人	945人
ビナスポ活用術（運動機能向上）	計画	840人	840人	840人	840人
トランスフィットネス教室（運動機能向上）	計画	270人	270人	270人	270人
（新規）オンライン介護予防教室	計画	360人	360人	360人	360人

【評価・課題】

新型コロナウイルスの蔓延により、開催の中止や参加人数を減らすなどの対応を実施したため、計画数より少ない結果となりました。

高齢者が容易に通える範囲に通いの場を展開する必要があります。また、どの方でも行えるような検討が必要です。

【施策の方向性】

認知機能や運動機能の向上に加え、高齢者がデジタル化社会に対応できるよう、オンラインを活用した事業を展開します。介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的かつ効率的な介護予防に資する事業を積極的に展開していきます。また地域における介護予防活動を把握するとともに、住民主体の活動の場を増やせるように支援していきます。

c 地域介護予防活動支援事業

(ア) 地域版ともの輪

こころとカラダの健康教室「ともの輪」の受講者が中心となり、地域住民や自治会、民生委員、2層コーディネーター等地域の関係団体と協働し、住民主体で行う教室です。

(イ) 地域サロン

地域の方が「仲間づくり」、「生きがいづくり」を目的として集まる憩いの場で、おしゃべりをして人とのつながりを作ったり、健康のために体操を行うなど、介護予防にも効果があります。

No.	包括地区	名 称
1	東包括	健康ストレッチサロン
2		東建ふれあいサロン
3		かしわ台クラルテサロン
4		東柏さくらサロン
5		コミュニティサロン
6		水曜かがやきサロン
7		サロンつながり「健康体操」
8		月曜サロン
9		東柏2丁目サロン（仮）
10		望地ふれあいサロン
11	北包括	あさまサロン
12		スカイハイツサロン
13		上郷ストレッチサロン
14	中央包括	サロン北集会所
15		ほのぼのサロン
16		ルネサロン（ヒルズカフェ）
17		おこじゅうサロン
18		おしゃべりサロン
19		南原サロン
20		わいがやサロン
21		中央サロン
22	さつき町包括	水ようサロン
23		月曜サロン
24		ひだまりサロン

25	国分寺台包括	ふれあいサロン
26		ふれあいサロン樽井
27		大谷健康ストレッチ
28		喫茶すまいる
29		みんなのサロン
30	南包括	社家・今里ストレッチサークル
31		杉久保ストレッチサークル
32		門沢橋ストレッチサークル
33		社家いきいきサロン
34		杉久保サロン（仮）

(ウ) 新・ふれあいランチ事業(サロン・de・カフェ)

サロンを活用して、日頃、ひとりで食事をしている高齢者が集まり、楽しく食事をし、交流の場を広げることで、健康増進を図ります。

※以前は、食の創造館で調理した給食を提供していましたが、地域活性化も加味して、市内飲食店の出前等を活用する事業に令和5年度より変更しました。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数	計画	10回	10回	10回
	実績	0回	0回	●回
参加人数	計画	270人	270人	270人
	実績	0人	0人	●●●人

※令和●年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
実施サロン数	14箇所	14箇所	14箇所	10箇所
参加人数	560人	560人	560人	400人

【評価・課題】

新型コロナウイルスの蔓延もあり、令和5年度より事業の見直しを行いました。事業拡大のために、地域サロン事業を委託している社会福祉協議会との更なる連携が必要です。

【施策の方向性】

社会福祉協議会と協働し、より多くの地域サロンで実施できるよう周知していきます。

また、さらなる事業拡大のために、協力飲食店の発掘に努めます。

(エ) 介護ボランティアポイント事業(えびな元気お裾分けクラブ)

65歳以上の高齢者が、支援を必要とする高齢者宅や介護保険施設などで社会貢献活動を行うことでポイントが付き、貯めたポイントはポイント数に応じて特典と交換できる制度です。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	計画	200人	225人	250人
	実績	135人	124人	●●人

※令和●年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
登録者数	140人	150人	160人	200人

【評価・課題】

新型コロナウイルスの蔓延の影響もあり、活動場所の減少や退会者が増えてしまいました。登録者は伸び悩んでいます。今後は周知活動にも注力し登録者の増加に努めます。

【施策の方向性】

多くの方に登録してもらえるよう周知を強化していくとともに、研修等を通じて登録者のスキルアップを行います。

また地域包括支援センターやケアマネジャーへも働きかけ、施設や高齢者宅などにおける活動の拡大に努めます。

(オ) 生きがい教室の充実

高齢者が楽しみながら体を動かし、仲間づくりや外出のきっかけをつくることを目的に体操やフレイルチェックなどの教室を開催します。この事業は、令和5年度から実施しています。

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	80人	90人	100人
延人数	400人	450人	500人
教室数	8教室	9教室	10教室

【評価・課題】

今後の課題として、現在は女性の参加者がほとんどを占めていることから、男性の参加者を増やす方策の検討が必要です。

【施策の方向性】

男性の参加を促すべく、男性限定の教室開催や仕事後に通える夜間の教室の実施を検討します。

d 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

② 包括的支援事業

高齢者及びその家族が地域で安心して笑顔で生活が送れるよう、医療・介護の支援を在宅で享受できる仕組みづくりをはじめ、認知症高齢者への支援等、包括的に取り組みます。

ア 地域包括支援センターの運営【重点】

a 基幹型地域包括支援センター

本市の地域包括ケアシステムの中核機関として、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援などを行います。配置された保健師（看護師）、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種の職員が専門性を生かし、困難ケースに対する技術的助言を行うほか、行政機関とのパイプ役や各種保健福祉サービス等の情報提供を行うことで、各地域包括支援センターを後方支援します。

また、ケアマネジャーや自治会、民生委員児童委員、医療や福祉関係者など、多様な関係者及び関係機関との連携体制の構築や、施設への実地調査等により、情報を収集し、各地域包括支援センターと共有することで、地域全体の課題把握と体制強化に努めます。

b 地域包括支援センター

本市における地域包括支援センターは保健師（看護師）、主任介護支援専門員（介護支援専門員）、社会福祉士（社会福祉主事）の等の専門資格を有する職員が配置されています。

市内には各地区を担当する地域包括支援センターを6か所に設置しており、市をはじめ、介護事業所、地域団体等と連携し各地域の課題解決に努めます。

名称	担当地域
海老名東地域包括支援センター	柏ヶ谷、東柏ヶ谷、望地
海老名北地域包括支援センター	上郷、下今泉、上今泉、扇町、泉、めぐみ町
海老名中央地域包括支援センター	勝瀬、中央、国分南、国分北
さつき町地域包括支援センター	中新田、さつき町、河原口、社家
国分寺台地域包括支援センター	大谷、国分寺台、大谷南、大谷北、浜田町
海老名南地域包括支援センター	中河内、中野、今里、上河内、杉久保南、杉久保北、本郷、門沢橋
海老名市基幹型地域包括支援センター	各地域包括支援センターの統括、調整、後方支援

c 地域ケア会議の開催

個別ケース検討を含めた地域ケア会議の開催を通じて、地域における課題の抽出・解決を図ります。また地域ケア会議開催による多職種や関係機関とのネットワーク構築を図ります。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹型包括	計画	4回	4回	4回
	実績	4回	4回	●回
東包括	計画	10回	10回	10回
	実績	6回	3回	●回
北包括	計画	20回	20回	20回
	実績	7回	9回	●回
中央包括	計画	10回	10回	10回
	実績	23回	17回	●回
さつき町包括	計画	6回	6回	6回
	実績	5回	9回	●回
国分寺台包括	計画	4回	4回	4回
	実績	1回	5回	●回
南包括	計画	4回	4回	4回
	実績	3回	4回	●回

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
基幹型包括	4回	5回	6回	12回
東包括	11回	11回	12回	24回
北包括	10回	11回	12回	24回
中央包括	12回	12回	12回	24回
さつき町包括	10回	11回	12回	24回
国分寺台包括	10回	11回	12回	24回
南包括	10回	11回	12回	24回

【評価・課題】

地域包括支援センターにより計画値を上回った所、計画通り、計画値を下回るなど差が生じました。地域ケア会議は対面により開催されることが多く、新型コロナウイルス感染症が開催数に影響を及ぼしたものと考えられます。

しかしながらセンターではインターネットなどを用いた方法により会議を開催するなど検討「コロナ過においてどうやって取組を継続させるか？」の観点から工夫を凝らしながら対応を行いました。

【施策の方向性】

地域ケア会議は地域包括ケアシステム構築のために重要・必要な会議であることから、今後も積極的な開催が求められます。

市としても第8期計画期間中に地域包括支援センター向けに作成した地域ケア会議開催のためのガイドラインを適宜見直し修正しながら、会議の開催体制を整備します。

イ 在宅医療・介護連携推進事業

a 在宅医療・介護の連携体制の推進

自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるため生活支援体制と医療連携体制の充実を図ります。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療介護 連絡協議会	計画	3回	3回	3回
	実績	3回	3回	2回

※令和5年度の実績は令和5年10月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
在宅医療介護 連絡協議会	3回	3回	3回	3回

【評価・課題】

令和3・4年度については計画通りの結果となりました。今後も在宅医療・介護連携の取り組みの現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討する必要があります。

【施策の方向性】

市内の他の地域の支援につなげ生活支援体制と医療連携体制の充実を図ります。

b 在宅医療を担う人材の育成

年齢を重ねたり身体が不自由になったとしても自宅で安心して過ごせるように、かかりつけ医が在宅医療に取り組む動機付けや医療職と介護職が相互の知識を身につけられるように、多職種向けに研修会を開催しています。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種 研修会	計画	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回

※令和5年度の実績は令和5年10月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
多職種研修会	50人	50人	50人	50人

【評価・課題】

令和3・4年度については計画通りの結果となりました。切れ目のない、在宅での医療と介護の提供体制の構築ができるよう、研修会の継続は必要です。今後の評価は参加者数で実施します。

【施策の方向性】

引き続き多職種向けの研修会を通じて、医療職と介護職の相互知識の定着に努めます。

ウ 生活支援体制の整備

a 生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターの設置

生活支援コーディネーターの役割とは、地域における多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス提供体制整備の推進を目的としており、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の支援ニーズとサービスのコーディネートを行います。

さらに、高齢者が生きがいや役割を持って社会参加を促す観点から、利用者に就労的活動を提供したいと考える介護事業所やNPO法人等に就労の場をマッチングする就労的活動支援コーディネーターを配置します。

b 協議体の設置・開催

地域におけるニーズや社会資源の状況を把握・整理を行います。また、多様な関係主体間の定期的な情報共有や連携を行う協議体等も開催し、地域課題の把握に努め、不足しているサービスの開発等、地域の支え合う体制づくりを推進します。

※第8期では第1層協議体(市全体)及び第2層協議体(各地域)の開催回数を記載

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体 開催	計画	13回	13回	13回
	実績	109回	168回	●回

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
第一層協議体 (市内全域)		2回	2回	2回	2回
第二層協議体	東部	30回	35回	40回	50回
	北部	30回	35回	40回	50回
	西部	30回	35回	40回	50回
	中部	30回	35回	40回	50回
	中央	30回	35回	40回	50回
	南部	30回	35回	40回	50回

【評価・課題】

第2層の活動から把握された地域の課題について、第1層協議体において継続した議論をしていますが、新たなサービスを創出するという段階まで達していない現状があります。

地域の担い手の確保も含め、1層協議体で引き続き協議を行い、各地域に必要とされるサービスの創出を目指す必要があります。

【施策の方向性】

第2層の生活支援コーディネーターが地域に足を運び、地域住民とのかかわりから地域のニーズを把握し、真に必要とされるサービスを創出するという事業の方向性を引き続き継続し、取り組んでいく必要があります。

c 担い手の養成・育成

高齢者等の地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの創出に向けボランティア等の生活支援の担い手の養成に努めます。

市では毎年、担い手養成講座を開催しており、修了者には介護ボランティアへ登録して頂き、地域における支援の担い手としての活動を促しています。

また、地域の担い手としてフレイルサポーターの養成や、認知症サポーターの養成も実施しています。

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
養成人数	25人	30人	35人	40人

ウ 認知症高齢者支援の推進【重点】

a 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中チームの運営・活用）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、専門のチームが支援します。

第8期		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	計画	10人	15人	20人
	実績	9人	11人	●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用人数	20人	20人	20人	●●●人

【評価・課題】

新型コロナウイルスの蔓延の影響もありましたが、概ね計画通りの結果となりました。認知症の自覚がない対象者へのアプローチや、対象者の把握が難しく、今後の課題と考えます。

【施策の方向性】

認知症が疑われる人及び認知症の人並びにその家族に対してチーム員研修を受けた保健師や社会福祉士など、認知症の専門知識を持つスタッフで構成されるチームが自宅を訪問し専門医療機関の受診、介護サービス利用支援、認知症の状態に応じた助言などを行うなど、早期に支援を行います。

b 認知症地域支援・ケア向上事業

a) 認知症地域支援推進員の配置および活動の推進

地域に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の方の家族を支援する相談業務等を行います。

b) 認知症ケアパスの普及・啓発

「認知症ケアパス」とは、認知症かもしれないと不安に思っている方や認知症と診断された方、介護家族の方など多くの方に読んでいただくため、認知症の当事者や介護家族の実際の声をもとに「いつ・どこで・どのようなサービスが受けられるのか」の情報をまとめたものです。

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
配布数	300枚	350枚	400枚	500枚

c) 認知症疾患医療センターとの連携

認知症の方（疑いがある方）とその家族に対し、認知症の早期発見のため、認知症疾患医療センターと連携し支援を行います

c 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業

a) 認知症サポーター養成講座（任意事業）

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	計画	630人	630人	630人
	実績	320人	375人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
延人数	400人	450人	500人	500人

【評価・課題】

毎年一定数のサポーターの養成は行えましたが、新型コロナウイルスの蔓延の影響などもあり、計画数は達成できませんでした。

講師を務められるキャラバンメイトの育成などを行って行く必要があります。

【施策の方向性】

今後も継続した講座開催を実施していきます。地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等との連携により、認知症の方やその家族を地域全体で支援する輪を広げます。

b) ステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講された方が認知症について更なる理解を深めるための認知症サポーターステップアップ講座を開催しています。

c) チームオレンジコーディネーターの設置及びチームオレンジの支援【新規】

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、コーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みを作ります。

チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは

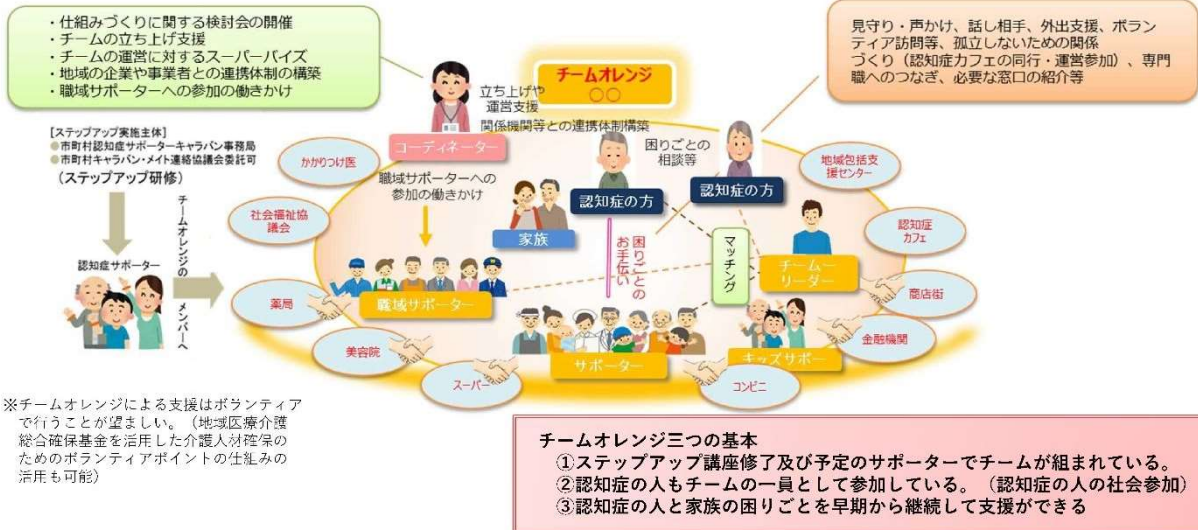
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

【引用】厚生労働省「チームオレンジの取り組みの推進」

d 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者の安全を守り、在宅介護している家族が安心して介護を続けられるよう、警察や関係機関が連携して早期発見するための「認知症等行方不明SOSネットワーク」や、GPSを利用した「はいかい高齢者位置探索システム」を導入しています。さらに認知症によるはいかひの恐れがある高齢者を対象とした高齢者（認知症）あんしん補償事業（賠償責任保険）を平成30年7月に開始しました。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症等行方不明SOSネットワークシステム登録者数	計画	140人	150人	160人
	実績	145人	164人	●人
位置探索利用人数	計画	10人	11人	12人
	実績	7人	9人	●人
あんしん補償事業	計画	140人	150人	160人
	実績	145人	164人	●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症等行方不明SOSネットワークシステム登録者数	180人	190人	200人	250人
位置探索利用人数	20人	25人	30人	45人
あんしん補償事業	180人	190人	200人	250人

【評価・課題】

概ね計画値どおりとなりました。しかし、位置探索利用者数につきましては、高齢者人口の増加に伴い利用者数は増えていますが、計画値を下回る結果となりました。

【施策の方向性】

SOSネットワーク登録者数に対し位置探索システム利用者数が少ないため、今後高齢者の増加に伴い認知症高齢者のはいかひトラブルも増加してくることが予想されるため、SOSネットワーク登録者等に対し位置探索システム利用の啓発や広報活動を行っていきます。

③ 任意事業

ア 家族介護支援事業【重点】

要介護高齢者など、家族を介護する家族介護者はいわゆる、ヤングケアラー、ビジネスケアラー、老々介護など年齢を問わず存在しており、その中には過度の負担を引き受けざるを得ない方もいます。家族介護者の孤立感、負担感の軽減や家族介護者の離職防止等の観点から一層の取組が必要となります。その取り組みの一つである「家族介護支援事業」として、高齢者を介護している家族に対して、介護方法や介護予防・介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得を目的とした教室を開催します。

また、地域包括支援センター等が行う家族介護者への相談支援等との連携を図ります。

第8期計画（延べ数）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者教室	計画数	180人	180人	180人
	人数	104人	150人	●●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画 (延人数)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
家族 介護 者 教室	東包括	25人	28人	30人	60人
	北包括	25人	28人	30人	60人
	中央包括	25人	28人	30人	60人
	さつき町包括	25人	28人	30人	60人
	国分寺台包括	25人	28人	30人	60人
	南包括	25人	28人	30人	60人

【評価・課題】

新型コロナウイルスの蔓延に伴い、参加人数を縮小して実施しました。そのため、計画数は達成できませんでした。今後、介護を要する方の増加に伴い介護者も増加していくことが予想されるため、参加しやすい環境と整えるとともに、介護に関する知識及び介護者の健康維持を目的として教室を充実させる必要があります。

【施策の方向性】

各地域包括支援センター及び、基幹型地域包括支援センターと連携し、より介護者の役に立つように、教室の内容について検討を行い実施します。

イ 緊急通報システム貸与

ひとり暮らし高齢者等の不意の事故や病気等の緊急時に、ボタン一つで通報センターを通じて消防署や協力員に通報が行き、安否を確認して健康と安全を守るシステムです。

24 時間体制で通報センターが受け付け、緊急時以外にも健康の相談や受診センターからの定期連絡としての安否確認を行います。

第 8 期計画		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	計画	310 人	310 人	310 人
	実績	261 人	311 人	●●●人
延件数	計画	7,400 件	7,400 件	7,400 件
	実績	1,369 件	1,142 件	●●●件

※令和 5 年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第 9 期計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
利用人数	350 人	360 人	370 人	400 人

【評価・課題】

令和 3 年 10 月に実施した入札を通じて、従来の「固定型」（自宅の固定回線を使用）に加え、自宅に固定回線が無い方でも利用できる「携帯型」の導入を行ったことで、令和 4 年度以降、利用者が計画を上回りました。

【施策の方向性】

高齢者数の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者数も増加してくることが予想されるため、今後も利用者数は増加してくるものと考えられます。

(4) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待防止対策の推進【重点】

家族をはじめとした介護者や、入所している施設の職員等による高齢者虐待が増加し社会問題化している中で、早期発見の体制強化に努めるとともに、高齢者虐待対策の検討や高齢者虐待防止の啓発を推進します。

ア 広報・普及啓発

高齢者虐待の対応窓口となる地域包括支援センターや市の担当部署の周知徹底等を行います

また、国や神奈川県が発出する高齢者虐待防止対応マニュアルなどを活用し対応を行います。

イ ネットワーク構築

高齢者虐待についての早期発見・見守り、保健医療・福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワーク構築に努めます。

市では「海老名市高齢者虐待対策地域連絡会」や「海老名市地域包括支援センター社会福祉分科会」等によりネットワーク作りや対応の検討などを行っていますが、今後の在り方等も含めて第9期計画期間中に検討を進めてまいります。

ウ 行政機関等の連携

高齢者虐待対応に係る警察署長への援助要請や警察からの高齢者虐待の通報等について円滑な連携を図るように体制の整備に努めます。

エ 養護者による高齢者虐待への対応の強化

自宅で高齢者等を介護している家族などによる高齢者虐待について、家族介護者への支援の視点を踏まえつつ、適切に支援を行うことで、課題や要因の解決に努めます。

オ 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の強化

神奈川県と連携を密にし、協働して養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に努めます。

② 成年後見制度の活用

成年後見制度利用事業の効果的活用により、成年後見制度の周知を図るとともに、後見等が必要にもかかわらず申立てを行う配偶者及び原則4親等以内の親族が不在の場合、市長申立てを実施します。受任の際には本人の状況に応じて市民後見人等を活用します。さらに専門の相談窓口であるえびな成年後見・総合相談センターと連携し効果的な支援を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立 件数	計画	7件	7件	7件
	実績	1件	0件	●件

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
報酬費用助成件数	3件	4件	5件	6件
申立費用助成件数	3件	4件	5件	6件

【評価・課題】

市長申立てによる後見制度利用について、相談は一定数あったものの、調査の過程で親族が見つかる等の要因で、市長申立てに繋がる案件が少なく、計画値を大幅に下回る結果となりました。

【施策の方向性】

「市長申立て」については、今後も適正に運用していくとともに、後見制度利用促進のため、経済的問題を解決すべく設置した報酬費用及び申立て費用の助成について適正に運用してまいります。

③ 高齢者消費被害対策

悪質商法等の消費者被害を未然に防ぐ対策として、市に設置されている「消費生活センター」と連携し、パンフレットの配布や注意喚起等の情報発信を、高齢者やその家族、民生委員児童委員、介護支援専門員等へ積極的に行います。

(5) 生活環境の整備

① 住みやすいまちづくり

高齢者や障がいのある人が社会参画するうえでの障壁を取り除き、様々な分野において積極的に参加できる「福祉のまちづくり」を進めるため、バリアフリー施設等の情報提供を行います。

また、高齢者や障がい者及び低所得者等の住宅確保要配慮者への居住支援として、本市は神奈川県居住支援協議会に加盟し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議することで福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として取り組んでいます。

② 安全・安心の対策

ひとり暮らし高齢者の安全点検や孤立死対策のための定期的な見守り、災害時の避難行動要支援者の把握等を通じて高齢者の方が安心して生活できる地域の構築を図ります。

ア ひとり暮らし高齢者安全点検

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、生活の安全を確保するため、消防本部・女性防火推進員・電気技術者の協力を得て、火気・電気の安全点検を行っています。また、地震対策事業として家具の転倒防止安定板の設置を行います。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
安全点検	計画	60人	60人	60人
	実績	6人	6人	●人
家具転倒防止	計画	60人	60人	60人
	実績	6人	6人	●人

※令和5年度の実績は令和●年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
安全点検	15人	20人	25人	80人
家具転倒防止	15人	20人	25人	80人

【評価・課題】

計画値を大きく下回りました。要因は新型コロナウイルス感染症の影響により、家の中に入られる事に抵抗があったと推察されます。

【施策の方向性】

年1回の募集でしたが、募集回数・募集方法など検討します。

今後、民生委員等の協力も得ながら周知徹底を図りつつ、利用者の増加を目指します。

イ 孤立世帯・孤立死防止対策（高齢者見守り名簿）

65歳以上で構成される世帯を対象とした「見守り世帯名簿」を作成し、孤立のリスクの高い世帯について、民生委員等と協力して定期的な見守りを行います。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

災害時の避難にあたって特に支援を要する高齢者等の避難支援や安否確認を早急に実施するため、本人の同意を得て名簿を作成し、民生委員児童委員をはじめ避難支援関係部署へ名簿を提供します。

さらに同意を得た方については個別計画も作成し、避難支援者の登録など災害発生時の対応について関係機関で共有します。

(6) 市町村特別給付及び保健福祉事業の実施

今後、高齢化の進展に伴い、介護保険法に定められた介護サービス、予防サービス、市独自のサービスなどの既存サービスの利用者増加に加え、ニーズの複合化、複雑化も予想されます。

こうした新たなニーズに対応すべく、既存サービスの見直しのほか、介護保険サービスの範囲では対応できないニーズの動向を見据え、市町村特別給付や保健福祉事業の活用など、各種サービスの検討及び財源の安定化に努めます。

① 市町村特別給付

ア 介護用品等の給付

在宅の要介護3以上の寝たきりや認知症高齢者に経済的負担の軽減のため、紙おむつなどの介護用品等を支給します。

第8期計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用 人数	計画	580人	600人	620人
	実績	487人	316人	●●人

※令和5年度の実績は令和5年●月末時点の見込

第9期計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	620人	620人	620人

【評価・課題】

高齢化に伴い、要介護認定を受けている方も増えていますが、施設入居者も増え、利用人数が減少していることが推測されます。

【施策の方向性】

今後、在宅での介護を希望される方の増加に伴いニーズも高まることも考慮し、引き続き事業継続を図ることにより、介護者の軽減につなげます。

② 保健福祉事業【新規・重点】

ア デマンド型交通の実施

高齢者や免許返納者の増加を背景として、高齢者等の外出機会を創出することで、生きがいや社会参加の意識を促進し、介護予防や健康増進、生活上の自立の助長を図ることが重要になっています。

こうした状況に対応するため、「介助が必要ではないが、免許未保有者かつ公共交通機関の利用が難しい高齢者」を対象にした新たな高齢者等移動支援策を導入し、福祉的な観点からの外出支援策を進めていきます。



事業イメージ図

介護保険制度は、急速な高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症の高齢者が急増したこと、介護期間が長期化する一方、核家族化や介護者の高齢化など介護する側の環境も大きく変化してきたことを背景に、平成 12 年に創設されました。介護保険事業は、国・県・市の「公費」と 40 歳以上の方が負担する「保険料」とで成り立っています。

要介護状態になっても、一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの総合的かつ効率的な提供に配慮してまいります。

(1) 利用しやすい介護保険制度の実現

① 要介護認定の平準化

ア 介護認定訪問調査

介護保険サービスの円滑な提供を図るためには、要介護認定に必要な訪問調査を行わなければなりません。調査が認定結果に大きな影響を与えることを十分認識し、客観性、公平性の確保が重要です。調査員には、厳正かつ客観的な判断が要求されることから、調査基準に則った調査が行えるよう、調査員に対する研修・指導を実施してまいります。

イ 審査会等の運営

a 介護認定審査会

介護認定審査会は、要介護認定の最終的な判定を行う審査機関であり、慎重な審査が求められてきます。本市の介護認定審査会は 3 合議体により構成されており、審査基準や判定結果の平準化を図る必要があることから、研修などを実施し、的確な審査会運営を行ってまいります。

b 介護保険運営協議会

介護保険制度を適正で効果的に運営するため、市長の諮問事項の審議及び答申、介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価、介護保険事業に係る調査及び研究を行ってまいります。

② 介護サービスの適正化

ア 在宅介護及び介護予防サービスの提供

a 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行い、本人の自立を促すとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	延回数	127,029回	132,110回	137,394回
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
訪問介護	延回数	118,997回	123,181回	139,194回

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	延回数	155,897回	174,605回	195,558回	●●●回

【評価・課題】

各年度とも計画の範囲内に収まる結果となりました。要介護者の増加に伴い、利用実績、給付費ともに増加しています。

【施策の方向性】

要介護者の在宅での生活を支える重要なサービスであることから、既存事業者の事業拡大や提供サービスの多様化により、供給量が確保できると見込まれるため、サービスの質が低下しないよう事業者との連携を図っていきます。

b 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴車に簡易浴槽を積み、居宅内へ浴槽を持ち込んで入浴の介護や介助を行うサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	延回数	4,961回	5,258回	5,574回
介護予防 訪問入浴介護		72回	76回	81回
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
訪問入浴介護	延回数	5,146回	4,892回	5,626回
介護予防 訪問入浴介護		52回	1回	1回

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問入浴介護	延回数	6,020回	6,441回	6,892回	●●●回
介護予防 訪問入浴介護		1回	1回	1回	●●●回

【評価・課題】

訪問入浴介護については、実績が減少しているもののほぼ計画どおりにサービスを提供できていると考えます。

一方で、軽度の方の利用が想定を大幅に下回った理由としては、コロナ禍による利用控えや代替サービス（通所型サービス等）への移行等が考えられます。

【施策の方向性】

自宅で入浴できるサービスであり、床ずれなどの予防や、入浴が持つ機能回復の効果、要介護状態の軽減や悪化防止等の有用性も考慮し、適切なサービスの提供に努めます。

c 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある方の自宅を看護師などが訪問して、医師の指示のもと、床ずれの手当てなど療養上の世話又は必要な診療補助を行うサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	延回数	37,456回	42,700回	48,678回
介護予防 訪問看護		6,256回	7,257回	8,418回
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
訪問看護	延回数	42,633回	47,316回	53,834回
介護予防 訪問看護		6,200回	6,642回	7,362回

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問看護	延回数	60,832回	68,741回	77,677回	●●●回
介護予防 訪問看護		8,098回	8,908回	9,799回	●●●回

【評価・課題】

医療ニーズの増加を見込みましたが、訪問看護については計画値を上回る状況であり、医療ニーズの高さがうかがえます。

介護予防訪問看護についても、計画値を下回っているものの、訪問看護の利用と同様に年々増加しており、今後も需要が伸びることが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

【施策の方向性】

在宅医療の充実が求められる中で、サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業所や医療機関との連携を深めていきます。

d 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持、回復のために主治医が必要と認める場合に、理学療法士や作業療法士などの専門職が訪問し、機能訓練などのサービスを提供します。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問 リハビリテーション	延人数	2,173人	2,521人	2,924人
介護予防訪問 リハビリテーション		410人	422人	434人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
訪問 リハビリテーション	延人数	2,129人	2,161人	2,408人
介護予防訪問 リハビリテーション		535人	541人	622人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問 リハビリテーション	延人数	2,673人	2,967人	3,293人	●●●人
介護予防訪問 リハビリテーション		709人	808人	922人	●●●人

【評価・課題】

訪問リハビリテーションの利用者数については、計画値を下回る結果であるものの年々増加しており、介護予防訪問リハビリテーションについては、計画を上回る結果となりました。

これは、退院後または治療後、早期に利用することで日常動作の向上に取り組む要支援者が増加していることが要因と考えられます。

心身機能の維持、回復のために有効なサービスであり、効果的なサービスの提供と供給体制の確保が必要です。

【施策の方向性】

日常生活動作（ADL）の向上に効果があり、需要の増加が見込まれるため、安定したサービスの提供に努めます。

e 通所介護

要介護認定者が、日帰りで施設での入浴や食事等の日常生活上の支援、健康チェック、栄養指導、口腔ケアなどを受けられるサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	延回数	98,582回	103,511回	108,687回
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
通所介護	延回数	86,704回	85,520回	99,308回

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所介護	延回数	104,273回	109,487回	114,961回	●●●回

【評価・課題】

通所回数は、令和3年度以降減少傾向であり、計画値を下回る結果となっています。

コロナ禍における利用控えから外出頻度の減少につながっているものと推測されます。今後はウィズコロナへの移行に伴い需要が回復することが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

【施策の方向性】

在宅での家族介護負担の軽減や自立支援にも効果があることから、サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業者等に働きかけていきます。

f 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院等に通って、その施設で理学療法や作業療法などの機能訓練を受けるサービスです。心身機能の維持、回復のために主治医の指示のもとに行われます。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所 リハビリテーション	延回数	37,393回	38,889回	40,444回
介護予防通所 リハビリテーション	延人数	1,559人	1,840人	2,171人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
通所 リハビリテーション	延回数	35,650回	35,699回	35,745回
介護予防通所 リハビリテーション	延人数	918人	702人	702人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所 リハビリテーション	延回数	35,792回	35,838回	35,885回	●●●回
介護予防通所 リハビリテーション	延人数	723人	745人	767人	●●●人

【評価・課題】

通所リハビリテーションの回数については、令和3年度に減少し、その後わずかに増加傾向にありますが、計画値を下回る結果となっています。介護予防リハビリテーションの人数については、計画値を大きく下回り、さらに減少傾向にあります。

通所介護同様、コロナ禍における利用控えから外出頻度の減少につながっているものと推測されます。今後はウィズコロナへの移行に伴い需要が回復することが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

【施策の方向性】

サービスの質を維持し、安定して提供できるよう、事業者等に働きかけていきます。

g 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設に短期間入所し、食事や着替え、入浴などの日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	日数	30,181日	31,087日	32,019日
介護予防短期入所生活介護		1,035日	1,066日	1,098日
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
短期入所生活介護	日数	34,723日	36,926日	41,434日
介護予防短期入所生活介護		598日	349日	660日

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所生活介護	日数	46,406回	51,975回	58,212回	●●●回
介護予防短期入所生活介護		680回	700回	721回	●●●回

【評価・課題】

短期入所生活介護は年々増加しており、要介護認定の方のニーズは高いと考えられます。

一方で、介護予防短期入所生活介護については、計画値を下回っており減少が顕著となっています。軽度の方が、コロナ禍による利用控えや代替サービス（通所型サービス等）への移行等が主な原因と考えられます。

介護者の負担軽減につながるサービスという側面もあり、必要な供給量の確保が課題となります。

【施策の方向性】

在宅での家族介護者の身体・精神的負担の軽減や在宅生活継続のための重要なサービスであるため、利用者のニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

h 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療機関に短期間入所し、医師や看護師、理学療法士等による医学的管理のもと、機能訓練などの医療サービスを受けるものです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	日数	1,499日	1,544日	1,590日
介護予防短期入所療養介護		62日	64日	66日
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
短期入所療養介護	日数	2,168日	2,227日	2,227日
介護予防短期入所療養介護		25日	5日	46日

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所療養介護	日数	2,294回	2,363回	2,434回	●●●回
介護予防短期入所療養介護		47回	49回	50回	●●●回

【評価・課題】

短期入所療養介護については、年々増加しておりニーズの高さがうかがえます。

一方、介護予防短期入所療養介護については、計画値を下回っており、介護予防短期入所生活介護と同様に、軽度の方が、コロナ禍による利用控えや代替サービス（通所型サービス等）への移行等が主な原因と考えられます。

【施策の方向性】

在宅での家族介護者の身体・精神的負担の軽減や在宅生活継続のための重要なサービスであるため、利用者のニーズに対応できるようサービスの提供に努めます。

i 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供するサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	延人数	3,660人	3,879人	4,112人
介護予防特定施設入居者生活介護		629人	717人	818人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
特定施設入居者生活介護	延人数	3,467人	3,356人	3,398人
介護予防特定施設入居者生活介護		477人	406人	406人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	延人数	4,162人	4,216人	4,991人	●●●人
介護予防特定施設入居者生活介護		418人	431人	444人	●●●人

【評価・課題】

介護予防特定施設入居者生活介護は、計画値を下回り、第8期中は減少傾向となっています。

介護付き有料老人ホームは、市内に8施設（536床）が整備されており、すべての施設が混合型（要介護認定者だけでなく要支援者や自立の方にもご利用いただける施設）となっています。

【施策の方向性】

サービス提供は、現状充足しているものと考えます。本計画中の介護付有料老人ホーム整備は、特別養護老人ホーム待機者数などを考慮しつつ進め、入所施設の充実を図ります。

j 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が居宅を訪問し療養上の指導や助言を行うサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	延人数	20,678人	22,125人	23,674人
介護予防居宅療養管理指導		2,204人	2,909人	3,840人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
居宅療養管理指導	延人数	22,423人	24,437人	27,220人
介護予防居宅療養管理指導		1,635人	1,490人	1,490人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅療養管理指導	延人数	30,214人	33,538人	37,227人	●●●人
介護予防居宅療養管理指導		1,535人	1,581人	1,628人	●●●人

【評価・課題】

居宅訪問にて療養上の指導を受けられることから、要介護認定者の利用が計画値を上回り、年々増加しています。

その一方で、介護予防は計画値を大きく下回り、第8期中は減少傾向となっています。

【施策の方向性】

利用者のニーズに応じた指導や、通院困難な要介護者に対する継続的な医学的管理ができるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携に努めます。

k 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助けるため福祉用具の貸与を行うサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	延人数	16,589人	17,087人	17,599人
介護予防福祉用具貸与		5,641人	6,149人	6,702人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
福祉用具貸与	延人数	18,907人	20,444人	21,574人
介護予防福祉用具貸与		5,355人	5,293人	5,818人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
福祉用具貸与	延人数	22,868人	24,241人	25,695人	●●●人
介護予防福祉用具貸与		6,400人	7,040人	7,744人	●●●人

【評価・課題】

福祉用具貸与については年々増加しており、ニーズの高さがうかがえます。その一方で、介護予防福祉用具貸与については、計画値を下回り、第8期中は減少傾向となっています。

寝たきりを予防するなど要介護者の利用ニーズが高いサービスであり、今後もこの傾向は続くと考えられます。

【施策の方向性】

在宅生活をハード面で支えるサービスであり、寝たきりを予防する観点からも非常に有効であるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

1 福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給

入浴または排せつなどの用具で貸与に適さない福祉用具等の購入費について、年間10万円を上限として、利用者負担の割合に応じ9割～7割を支給するサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具購入費	延人数	343人	408人	485人
介護予防福祉用具購入費		101人	117人	136人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
福祉用具購入費	延人数	332人	316人	344人
介護予防福祉用具購入費		87人	75人	84人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
福祉用具購入費	延人数	375人	409人	445人	●●●人
介護予防福祉用具購入費		94人	105人	118人	●●●人

【評価・課題】

サービスの利用者が想定より少なく計画値を下回り、第8期中は減少傾向となっています。

ただし、今後も一定の需要が見込まれることから、状態に応じた福祉用具の選定が重要であり、ケアマネジャーとの連携や情報収集が必要となります。

【施策の方向性】

在宅生活をハード面で支えるサービスであり、利用者の一時的な負担を軽減する受領委任払い制度の周知を図りながら、引き続き、適切なケアマネジメントにより利用を促します。

m 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の改修等、小規模な住宅改修について、一人につき20万円までの費用を上限として、利用者負担の割合に応じ9割～7割を支給するサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費	延人数	341人	392人	451人
介護予防住宅改修費		262人	312人	371人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
住宅改修費	延人数	255人	264人	298人
介護予防住宅改修費		129人	151人	174人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
住宅改修費	延人数	334人	374人	419人	●●●人
介護予防住宅改修費		200人	230人	265人	●●●人

【評価・課題】

サービスの利用者が想定より少なく、計画値を下回っていますが、年々増加しています。

今後も一定の需要が見込まれます。住環境を整えることで、身体機能の低下をハード面で支え、転倒事故等による要介護度の重度化を予防する観点から非常に有効なサービスであり、ケアマネジャーとの連携や情報収集が必要となります。

【施策の方向性】

利用者の一時的な負担を軽減する受領委任払い制度の周知を図りながら、必要な住宅改修の支援を図ります。

n 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、在宅サービスの利用に当たり、本人の身体状況や生活環境、意向などを考慮してサービス計画を作成し、介護保険サービス事業所や施設との連絡調整を行うものです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	延人数	24,607人	25,591人	26,615人
介護予防支援		7,276人	7,858人	8,487人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
居宅介護支援	延人数	26,827人	28,617人	30,836人
介護予防支援		7,217人	6,994人	7,446人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護支援	延人数	33,303人	35,967人	38,844人	●●●人
介護予防支援		7,893人	8,366人	8,868人	●●●人

【評価・課題】

概ね計画どおりの利用となりましたが、特に居宅介護支援の増加傾向が顕著でありニーズの高さがうかがえます。

必要な供給量の確保ができるよう体制整備が必要です。

【施策の方向性】

過不足なく介護サービスを提供するケアプランが作成されているか、ケアプランの点検を行うとともに、利用者が適切な居宅サービスを受けられるように、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携に努めます。

イ 地域密着型サービスの提供

a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数	12人	12人	12人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数	12人	20人	12人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数	12人	60人	108人	156人

日常生活圏域の設定変更に伴い、地域密着型サービスについては、今後圏域ごとにサービス量の見込みを算出予定

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

潜在ニーズの把握に努めながら事業所整備及び計画値の再考を行っていきます。

【施策の方向性】

ケアマネジャー等から一定のニーズが報告されていることを踏まえ、事業者からの相談には随時対応しながら、事業所の整備について検討していきます。

b 夜間対応型訪問介護

ホームヘルパーが定期的に巡回したり、通報に基づいて随時緊急事態に対応したりするなど、包括的なサービスを提供するものです。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型 訪問介護	延回数	一回	一回	一回
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
夜間対応型 訪問介護	延回数	一回	一回	一回

第9期（計画）		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
夜間対応型 訪問介護	延回数	一回	一回	一回	●●●回

【評価・課題】

本市にサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。

【施策の方向性】

第8期計画期間の利用実績はありませんが、ニーズの把握に努めながら事業所からの相談には随時対応していきます。

c 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス利用を主に生活圏域内にとどめることにより、地域の特性に応じ、多様で柔軟なサービスを提供します。通いを基本に、利用者の状態やニーズに応じて訪問や宿泊サービスなどを同一施設で提供するため、いずれのサービスを利用しても、馴染みの職員によるサービスが受けられることが特徴です。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	492人	504人	516人
介護予防小規模多機能型居宅介護		12人	12人	12人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
小規模多機能型居宅介護	延人数	426人	498人	572人
介護予防小規模多機能型居宅介護		30人	30人	30人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	658人	756人	870人	●●●人
介護予防小規模多機能型居宅介護		31人	32人	33人	●●●人

日常生活圏域の設定変更に伴い、地域密着型サービスについては、今後圏域ごとにサービス量の見込みを算出予定

【評価・課題】

第8期中で1事業所を整備し、概ね計画どおりの結果となりました。要介護認定者は年々増加していることから、引き続き高いニーズが見込まれます。

【施策の方向性】

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、通いを中心に日常生活を支援するサービスです。地域密着型サービスの中心的な役割を有するものと考えられ、積極的に整備を促進します。

d 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、介護や看護のケアを一体的に受けられるサービスです。複合型サービスとして、平成 24 年度から新たなサービスとして位置付けられました。

第 8 期（計 画）		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
看護小規模多機能型居宅介護	延人数	－人	－人	－人
第 8 期（実 績）		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（見込）
看護小規模多機能型居宅介護	延人数	－人	－人	－回

第 9 期（計 画）		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
看護小規模多機能型居宅介護	延人数（短）	－人	36 人	72 人	108 人
	（通）		116 人	204 人	348 人

※（短）…短期入所、（通）…通所介護

日常生活圏域の設定変更に伴い、地域密着型サービスについては、今後圏域ごとにサービス量の見込みを算出予定

【評価・課題】

本市にサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。

【施策の方向性】

第 8 期中の利用実績はありませんが、ニーズの把握に努めながら事業所からの相談には随時対応していきます。

e 地域密着型通所介護

利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを提供するものです。

在宅において家族の介護負担軽減や自立支援に効果があります。

第 8 期 (計 画)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型 通所介護	延人数	3,996 人	4,076 人	4,158 人
第 8 期 (実 績)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度(見込)
地域密着型 通所介護	延人数	4,246 人	4,537 人	5,648 人

第 9 期 (計 画)		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
地域密着型 通所介護	延人数	5,761 人	5,876 人	5,994 人	●●●人

日常生活圏域の設定変更に伴い、地域密着型サービスについては、今後圏域ごとにサービス量の見込みを算出予定

【評価・課題】

利用は年々増加しており、今後も需要が伸びることが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

【施策の方向性】

在宅での家族の介護負担軽減や自立支援にも効果があることから、サービスの質を維持し、安定してサービス提供ができるよう、事業者等に働きかけてきます。

f 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が地域のデイサービス事業所へ通うサービスです。個々の状態に応じたきめ細やかな介護サービスを提供します。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型 通所介護	延回数	2,573回	2,676回	2,783回
介護予防 認知症対応型 通所介護		一回	一回	一回
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
認知症対応型 通所介護	延回数	1,976回	1,530回	1,530回
介護予防 認知症対応型 通所介護		一回	一回	一回
日常生活圏域の設定変更に伴い、地域密着型サービスについては、今後圏域ごとにサービス量の見込みを算出予定				

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症対応型 通所介護	延回数	1,591回	1,655回	1,721回	●●●回
介護予防 認知症対応型 通所介護		一回	一回	一回	●●●回

【評価・課題】

計画値を下回り、令和3年度以降は減少傾向となっています。介護予防認知症対応型通所介護については、第8期計画期間内の利用は見込んでいませんでした。

減少の理由については、コロナ禍における利用控えから外出頻度の減少につながっているものと推測されます。今後はウィズコロナへの移行に伴い需要が回復することが予測されるため、必要な供給量の確保が課題となります。

【施策の方向性】

認知症高齢者の増加が見込まれる中、需要の増加が見込まれます。介護予防認知症型通所介護については、第9期計画期間中に需要は見込んでいません。

g 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の状態にある要介護(要支援)者が、共同生活を営みながら、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活援助及び機能訓練を受けるサービスです。

第8期(計画)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	延人数	1,572人	1,596人	1,632人
介護予防認知症対応型共同生活介護		12人	12人	12人
第8期(実績)		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
認知症対応型共同生活介護	延人数	1,446人	1,737人	1,737人
介護予防認知症対応型共同生活介護		15人	5人	5人

第9期(計画)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	延人数	1,789人	1,843人	1,898人	●●●人
介護予防認知症対応型共同生活介護		5人	5人	5人	●●●人

日常生活圏域の設定変更に伴い、地域密着型サービスについては、今後圏域ごとにサービス量の見込みを算出予定

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

第8期計画期間内に、2ユニット(18床)を整備し、現在9施設(全144床)でサービス提供しています。

【施策の方向性】

認知症の高齢者が増加傾向にあることに加え、地域との結びつきが強く家庭的な雰囲気を持つサービスであるため、需要は伸びると見込まれることから、第9期も引き続き整備を検討します。

h 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29名以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けることができます。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	延人数	一人	一人	一人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
地域密着型特定施設入居者生活介護	延人数	一人	一人	一人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	延人数	一人	一人	一人	●●●人

【評価・課題】

本市にサービス提供事業者がなく、利用実績はありません。

【施策の方向性】

既存の特定施設入居者生活介護サービスの利用でカバーします。
第9期計画期間内の利用も見込んでおりません。

i 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	延人数	12人	264人	432人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	延人数	8人	0人	2人

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	延人数	2人	2人	2人	●●●人

※市外の施設を含む海老名市保険者の利用人数

【評価・課題】

第8期計画期間内に整備する計画でしたが、公募に応じる事業者がなく、選定に至りませんでした。ニーズの把握に努めながら、必要な供給量を確保するため、事業所整備及び計画値の再考を行っていきます。

【施策の方向性】

介護老人福祉施設の入所待機者の動向から、第9期計画では介護老人福祉施設等の整備を検討し、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は見込んでいません。

ウ 施設サービスの提供

a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする入所者に、施設サービス計画に基づき、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行います。

市内の介護老人福祉施設は9施設613床が整備されており、多くの利用があります。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人数	560人	562人	565人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
介護老人福祉施設	人数	478人	467人	470人

※各年度末時点の人数

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人数	470人	530人	530人	●●●人

【評価・課題】

概ね計画の範囲内の利用となりました。

現在9施設（全613床）でサービスを提供していますが、入所希望者は依然として多い状況にあります。

【施策の方向性】

入所希望者は依然として多く、介護老人福祉施設（1施設・100床）の整備により、待機者の軽減が図れるよう検討していきます。

b 介護老人保健施設（老人保健施設）

慢性期医療とリハビリによって在宅復帰を目指す施設で、入所者に施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行うサービスを提供します。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	人数	167人	167人	167人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
介護老人保健施設	人数	167人	166人	170人

※各年度末時点の人数

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人保健施設	人数	170人	170人	170人	●●●人

【評価・課題】

市内に2施設185床が整備されており、待機者はなく、充足していると考えます。

【施策の方向性】

利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

c 介護医療院

介護療養型医療施設の廃止に伴い、新たな介護保険施設として創設された施設です。要介護者に対して「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。

第8期（計画）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	人数	2人	2人	2人
第8期（実績）		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
介護医療院	人数	6人	6人	6人

※各年度末時点の人数

第9期（計画）		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護医療院	人数	6人	6人	6人	●●●人

【評価・課題】

概ね計画どおりの結果となりました。

潜在ニーズの把握に努めながら事業所整備及び計画値の再考を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

ケアマネジャー等から一定のニーズが報告されていることを踏まえ、事業者からの相談には随時対応しながら、事業所の整備について検討していきます。

③ 低所得者対策・負担軽減策

ア 高額介護（介護予防）サービス費

要介護者、要支援者が1ヶ月間に支払った利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が一定の上限額を超えたときは、要介護者には高額介護サービス費として、要支援者には高額介護予防サービス費として支給されます。

高額介護（介護予防）サービス費での1ヶ月（同じ月）の利用者負担上限額は、所得区分に応じて、世帯単位及び個人単位で設定されています。

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額介護サービス費	件数	14,183件	14,750件	15,340件
高額介護予防サービス費	件数	88件	93件	97件

【施策の方向性】

介護・介護予防サービスの利用者負担を軽減するために、一定額を超えた分について支給するサービスです。サービス利用者の増加に伴い、件数・給付額ともに年々増加しています。特に、自己負担割合が3割の被保険者が生じたことにより、この傾向は今後も続くと見込まれます。

《第9期計画》

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
課税所得 690 万円以上の方	世帯 140,100円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方	世帯 93,000円
課税所得 380 万円未満の方	世帯 44,400円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ・ 老齢福祉年金の受給者 	個人 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給者 ・ 利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合 	個人 15,000円 世帯 15,000円

イ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護と医療の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（8月1日～翌年の7月31日）の負担額が介護と医療を合算（世帯内の同じ医療保険に限ります。）して、所得区分に応じた基準額を超えた場合、この超えた分が支給されます。

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額医療合算介護 サービス費	件数	969件	1,066件	1,173件
高額医療合算介護 予防サービス費	件数	22件	24件	27件

【施策の方向性】

サービス利用者の増加に伴い、件数・給付額ともに年々増加しており、この傾向は今後も続くと見込まれます。

《第9期計画》

所得区分	70歳～74歳の方が いる世帯	後期高齢者医療制度で医療 を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方が いる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

ウ 特定入所者介護（介護予防）サービス費

施設サービスの利用者負担を軽減するために、居住費と食費について、一定の額を超えた分について、支給するサービスです。

第9期計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定入所者介護 （予防）サービス費	費用	4,640件	4,640件	4,640件

【施策の方向性】

制度改正により令和3年8月から資産要件が変更となったことにより、対象者が減少しましたが、対象サービスの利用増加に伴い、件数は増加することが想定されます。

《第9期計画》

□ 居住費の基準費用額

- ・ユニット型個室
 - ・ユニット型個室（介護老人保健施設）
 - ・従来型個室（介護老人保健施設）
 - ・多床室（介護老人保健施設と短期入所生活介護は 855円）
- イメージ
- 71円

□ 食費の基準費用額 1,445円

□ 利用者負担段階

- ・第1段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- ・第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方
- ・第3段階① 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
- ・第3段階② 本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の方

利用者負担 段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、
（ ）内の金額となります。

(2) 介護サービス基盤の整備

① 介護人材の確保【重点】

介護保険サービスは、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供が求められることから、直接サービスに携わる人材の役割は大きく、予測される今後のサービス利用の増加に伴い、人材の確保・資質の向上は極めて重要なこととなっています。

このため、介護保険サービスに従事する人材の確保については、関係機関等との連携による取組を進めるとともに、特に、介護従事経験者などの潜在的人材への啓発や、従事者の資質の向上に向けた研修の普及などについての展開を図っていく必要があります。

また、貴重な人材である市内の介護従事者について、市民のための介護に従事していくことが可能となる環境整備を研究していくことも必要です。

【施策の方向性】

高齢社会の進展に伴い介護を要する人は今後も増え続け、その専門的な担い手である介護従事者も比例して必要とされます。量、質ともに向上できるよう事業者へ働きかけます。

② 在宅介護サービス事業者の質の向上と介護給付の適正化

在宅介護サービスは、利用者の身体状況や意向などから、適切なサービス内容・量を見極めたケアプランを作成し、これに基づく利用がなされます。

このケアプランの作成については、今後も平準化や質の向上を図るため、ケアプラン指導事業やケアプラン作成技術向上のための支援を行っていきます。

また、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設との連携を図り、質の高い適切なケアマネジメントを行うことができるよう、関係機関相互の情報交換や連絡調整ができる体制の構築に努めます。

要支援者に対しては、地域包括支援センターが中心となり、サービス利用者の生活機能の回復につながるようなケアマネジメントを実施し、介護予防サービスの展開を図ります。

【施策の方向性】

介護給付の適正化を図ることを目的に「真に必要なサービスが適切に提供されているか」、「利用者の選択を阻害していないか」といった視点でケアプランの点検を実施します。

③ 施設サービスの整備・充実【重点】

a 入所施設の整備・充実

介護保険サービスでは、要支援や要介護状態とならないよう予防したり、住み慣れた地域で暮らすことができるように在宅サービスの充実を図ることが重要ですが、虚弱な単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯で、高齢者が高齢者を介護する世帯が増加していることから、施設入所のニーズは高く、入所待機者もいます。

また、認知症や重度の要介護者が増加し、介護を行う介護者の負担軽減の観点からも、今後、介護者や高齢者が適切なサービスの選択が行えるよう、施設の量や質の確保、充実が必要となります。市としては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護付有料老人ホームを整備することとします。

なお、地域密着型特定施設については第9期における整備計画はありません。

整備目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	618床	718床	718床
介護老人保健施設	185床	185床	185床
介護付有料老人ホーム	640床	640床	740床

【施策の方向性】

アンケートの結果や待機者数などを考慮しつつ、入所施設の充実を図ります。

b 地域密着型サービスの整備・充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市民が受けることができる介護サービスです。

整備目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型 居宅介護	(短期入所) 9人 (通所) 29人	(短期入所) 9人 (通所) 29人	(短期入所) 9人 (通所) 29人
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	12人	12人	12人

【施策の方向性】

市としては、各種調査の結果を考慮し、第9期期間中には、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ介護や看護のケアを一体的に受けることができる複合型サービスとして「看護小規模多機能型居宅介護」、および日中夜間の排泄、入浴洗身などの不安を取り除くことができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を1施設整備することとします。

現状では市内に事業所の無いこれらのサービスを整備することで住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境整備に努めます。

c 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の基盤整備

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の基盤整備については、県と情報連携を図りながら、適切に進めていきます。

設置状況	令和5年度	整備率 (R5.3.31時点)		空室 (R5.10.1時点)
		市	県	
住宅型 有料老人ホーム	356室	1.04	0.89	有
サービス付き 高齢者向け住宅	264室	0.77	0.64	有

(3) 財政基盤の整備

① 介護保険料

介護保険料基準額は、介護保険事業計画から算出した給付費の総額から、国、県、市の負担金を控除し、予定保険料収納率で除したものを、さらに第1号被保険者数で除した額となります。

公費負担50%の内訳は、国が25%（施設等給付費20%）、都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

国が負担する25%（施設給付費等20%）のうち、20%（施設給付費等15%）の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます。残りの5%の部分は、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として交付されます。

保険料負担50%の内訳は、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%です。なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、事業計画期間ごとに全国ベースの人口比率で定められます。

第1号被保険者の保険料は、保険者である市が条例で定めます。保険料の設定にあたっては、保険給付の対象となる介護サービス見込み量に基づき給付費を推計し、これに見合う保険料額を設定することになります。

介護保険制度が創設された平成12年度以降、本市の介護給付費は、高齢者人口の増加と要介護・要支援認定者の増加に伴い、増加の一途をたどっており、今後も介護給付費は増加し続けていくと見込まれ、第9期計画期間における保険料については上昇せざるを得ません。

しかし、これまで積み立ててきた介護保険給付費等準備基金を取り崩すこと、また、所得段階を●●区分に細分化することにより、上げ幅を抑制するとともに、非課税者の一部に国で定める料率より低い料率を設定することで、引き続き、低所得者層に対して過重な負担とならないよう配慮し、次のとおりとします。

□保険料基準額（年額） ●●●●円【第9期】
（●●●●円【第8期】）

（月額） ●●●●円【第9期】
（●●●●円【第8期】）

② 費用の実績と推計

介護保険給付費は、居宅サービス費、地域密着型サービス費、居宅介護支援費、介護保険施設サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防支援費、特定入所者介護等サービス費、高額介護等サービス費、高額医療合算介護等サービス費及び審査支払手数料の合計額となります。

(単位：千円)

実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費	7,370,740	7,563,317	●●●
介護サービス給付費	6,762,665	6,991,293	●●●
居宅サービス費	3,460,082	3,627,962	●●●
地域密着型サービス費	727,325	730,543	●●●
施設サービス費	2,182,918	2,214,241	●●●
居宅介護支援費	392,340	418,547	●●●
介護予防給付サービス費	225,377	207,381	●●●
介護予防サービス費	186,937	170,391	●●●
地域密着型介護予防サービス費	3,400	2,970	●●●
介護予防支援費	35,040	34,020	●●●
特定入所者介護等サービス費	144,621	120,074	●●●
高額介護等サービス費	188,831	193,345	●●●
高額医療合算等サービス費	27,184	28,445	●●●
審査支払手数料等諸費	7,720	7,906	●●●
市町村特別給付費	14,342	14,873	●●●
地域支援事業費	454,014	461,072	●●●
介護予防・日常生活支援総合事業費	242,093	246,342	●●●
包括的支援事業・任意事業費	211,921	214,730	●●●
合計	7,824,754	8,024,389	●●●

(単位：千円)

費用推計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費	●●●●	●●●●	●●●●
介護サービス給付費	●●●●	●●●●	●●●●
居宅サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
地域密着型サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
施設サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
居宅介護支援費	●●●●	●●●●	●●●●
介護予防給付サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
介護予防サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
地域密着型介護予防サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
介護予防支援費	●●●●	●●●●	●●●●
特定入所者介護等サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
高額介護等サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
高額医療合算等サービス費	●●●●	●●●●	●●●●
審査支払手数料等諸費	●●●●	●●●●	●●●●
地域支援事業費	●●●●	●●●●	●●●●
介護予防・日常生活支援総合事業費	●●●●	●●●●	●●●●
包括的支援事業・任意事業費	●●●●	●●●●	●●●●
合計	●●●●	●●●●	●●●●

【評価・課題】

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者等も増加し、介護保険給付費も年を追うごとに増えています。介護サービスを必要とする人を適正に認定した上で、真に必要なサービスを過不足なく提供していくことが必要です。

③ 介護保険料賦課徴収方式

【評価・課題】

第8期の3年間における第1号被保険者の介護保険料は、第7期と同じ割合とし、市民税非課税世帯に対する保険料軽減措置を実施しました。

令和4年度の現年分収納率は、99.6%で、前年度と変化ありませんでした。

【施策の方向性】

介護保険料は、制度の基盤となるものなので、被保険者間での公平性を確保する観点からも適切な賦課徴収に努めます。令和6年度からの第1号被保険者の所得段階別介護保険料は●●ページのとおりとなります。

【介護保険料賦課徴収状況】

保険料段階	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1段階 (年額：9,324円)	保険料額	38,393	39,717	39,723
	納付額	37,799	39,089	39,407
	収納率(%)	98.5%	98.4%	99.2%
第2段階 (年額：21,756円)	保険料額	41,458	43,750	46,476
	納付額	41,453	43,722	46,460
	収納率(%)	99.9%	99.9%	99.9%
第3段階 (年額：37,296円)	保険料額	64,368	66,874	70,401
	納付額	64,331	66,761	70,384
	収納率(%)	99.9%	99.8%	99.9%
第4段階 (年額：54,696円)	保険料額	273,597	267,385	257,330
	納付額	270,780	264,801	254,893
	収納率(%)	99.0%	99.0%	99.1%
第5段階 (年額：62,160円)	保険料額	287,710	303,634	309,649
	納付額	287,592	303,611	309,621
	収納率(%)	99.9%	99.9%	99.9%
第6段階 (年額：71,484円)	保険料額	317,568	324,147	326,692
	納付額	315,005	322,045	325,052
	収納率(%)	99.2%	99.4%	99.5%
第7段階 (年額：80,808円)	保険料額	415,063	416,293	416,912
	納付額	413,130	414,546	415,214
	収納率(%)	99.5%	99.6%	99.6%

第 8 段階 (年額:101,940 円)	保険料額	383,536	392,983	391,022
	納付額	381,016	390,365	388,100
	収納率 (%)	99.3%	99.3%	99.3%
第 9 段階 (年額:106,908 円)	保険料額	119,664	122,038	121,011
	納付額	119,066	121,627	120,497
	収納率 (%)	99.5%	99.7%	99.6%
第 10 段階 (年額:124,320 円)	保険料額	60,649	63,290	63,365
	納付額	60,412	63,280	63,361
	収納率 (%)	99.6%	99.9%	99.9%
第 11 段階 (年額:128,040 円)	保険料額	37,948	35,231	44,533
	納付額	37,629	35,163	44,528
	収納率 (%)	99.2%	99.8%	99.9%
第 12 段階 (年額:130,536 円)	保険料額	56,911	59,949	62,090
	納付額	56,841	59,769	62,056
	収納率 (%)	99.9%	99.7%	99.9%
合計	保険料額	2,096,865	2,135,291	2,149,204
	納付額	2,085,054	2,124,779	2,139,573
	収納率 (%)	99.4%	99.5%	99.6%

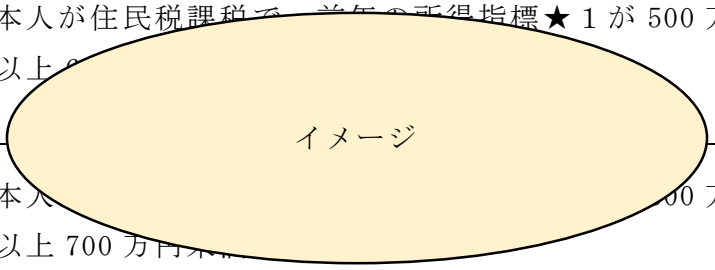
※保険料段階毎の年額については、令和 4 年度のものとなります。

第1号被保険者所得段階別保険料【第9期（令和6年度～令和8年度）】

所得段階	対 象 者	月額保険料 (負担割合)
第1段階	生活保護者、世帯 受給者、本人が 税年金収入が 80万円以 下の人	●●●
第2段階	本人及び 収入金額が 120万円以 下の人	●●●
第3段階	本人が 収入金額が 120万円以 上の人	●●●
第4段階	本人が 合計所得金 額が120万 円以下の人	●●●
第5段階	本人が 合計所得金 額が120万 円を超え る場合	●●●
第6段階	本人が 合計所得金 額が150万 円以下の人	●●●
第7段階	本人が 合計所得金 額が150万 円を超え る場合	●●●
第8段階	本人が 合計所得金 額が200万 円以下の人	●●●
第9段階	本人が住民 税課税標準 が300万円 以上400万 円未満の人	●●●
第10段階	本人が住民税課税 標準★1が400万円 以上500万円未満の人	●●●

イメージ

第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が500万円以上	● ● ●
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の所得指標★1が700万円以上	● ● ●



※1 第1・2・3段階の月額保険料は、軽減強化後の額です。

★1 6段階以降の所得指標＝合計所得金額－譲渡所得特別控除額

★2 1段階から5段階までの所得指標＝合計所得金額－譲渡所得特別控除額－
公的年金に係る雑所得

(4) 災害・感染症への対応

避難訓練の実施や防災啓発活動及び各介護事業所で策定している防災計画等の確認作業を通じて、介護事業所等におけるリスクや必要物資の備蓄状況等の把握に努めていきます。

また介護事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図っていきます。

① 災害への対応

平常時には、市内の社会福祉施設等の被災状況を速やかに把握できるよう、情報収集体制を整備します。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する施設等における避難確保計画の作成状況の把握に努め、未作成の施設等においては、制度の周知徹底を図るとともに、避難確保計画の作成支援を行います。

災害時には、避難施設として利用に関する協定を締結している社会福祉施設等の協定先と被災した避難行動要支援者や要介護認定者等の受入れ調整を行います。

② 感染症への対応

感染拡大防止における周知啓発を行うとともに、必要な情報提供を行いながら、介護事業所との連携体制の強化を図ります。

また、市内の介護事業所がサービスの提供を継続できるように、介護情報等の適格な情報発信に努め、各種衛生用品の在庫の把握や要請量の取りまとめ報告等を行います。

感染症が発生した場合には、介護事業所の対応状況等を速やかに把握するとともに、必要に応じた助言指導を行います。

介護給付費適正化計画

<基本的な考え方>

介護給付費適正化については、これまで三期にわたり各都道府県が「介護給付費適正化計画」を策定し、都道府県と保険者が一体となって、その推進に取り組んでまいりました。

今般、平成29年の介護保険法改正に伴い、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされたことから、本計画を策定します。

<取組方針と目標>

いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、受給者が真に必要なサービスを過不足なく提供するための適正化事業を推進していくことが必要です。

そのため、国が指針に掲げる主要3事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」に取り組みます。

（1） 要介護認定の適正化

ア 認定調査票の点検

認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じて認定調査票を修正するとともに、指導を実施し認定調査の平準化を図ります。

目 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%

イ 介護認定審査会委員・認定調査員研修会の実施

介護認定審査会委員や認定調査員を対象とした研修会を実施し、認定審査会や認定調査における判断基準の適正化及び平準化を図ります。

目 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護認定審査会委員 研修回数	2回	2回	2回
認定調査員研修回数	1回	1回	1回

(2) ケアプランの点検

地域包括支援センターを含む市内居宅介護支援事業所を対象に「真に必要なサービスが適切に提供されているか」、「利用者の選択を阻害していないか」といった視点でケアプランの点検を実施し、介護給付の適正化を図ります。

目 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検個所件数	30件	30件	30件

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報を活用して、介護報酬の不正請求を発見し給付の適正化を図ります。

目 標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
突合率	100%	100%	100%

えびな高齢者プラン 2 1（案）に係るパブリック・コメントの実施について

えびな高齢者プラン 2 1（案）について、市民からの意見を広く募集するため、パブリック・コメントを次のとおり実施します。

1 実施期間

令和 5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 5 日（金）までの 36 日間

2 周知方法

- (1) 広報えびな（R5. 12. 1 号）
- (2) 市ホームページ

3 資料等の閲覧場所

- (1) 海老名市役所 2 階 地域包括ケア推進課窓口
- (2) 海老名市役所 1 階 情報公開コーナー
- (3) 海老名市ホームページ内

4 意見提出方法等

所定の様式に住所及び氏名、意見等の必要事項を記載の上、次のいずれかの方法で提出。

- (1) 地域包括ケア推進課窓口へ直接持参
- (2) 郵送
- (3) F A X
- (4) 市ホームページ「お問合せフォーム」

※電話、その他の方法による意見受付は行いません

第9期 えびな高齢者プラン21 策定スケジュール案

※令和5年10月16日時点（スケジュールは進捗により随時更新します。）

年度	令和5年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会		第2回策定委員会			第3回策定委員会・骨子案提示	補足会議（書面会議）日常生活圏域	第4回策定委員会（素案提示・パブコム説明）	第5回策定委員会（案提示）書面開催		第6回策定委員会 ・パブコム結果 ・最終案提示		委員会解散
作業部会							第1回作業部会		第2回作業部会			
日常生活圏域ニーズ調査												
理事者説明							素案説明 パブコム説明					
パブリックコメント							広報えびな12/1号 パブコム募集	政策会議 最高経営会議 議会ホスティング	パブコム実施 (12/1～1/5)			
プラン											政策会議 最高経営会議	文教社会常任委員会 議会ホスティング
介護保険運営協議会			【報告】 第9期計画アンケート調査				【報告】 第9期計画骨子案について	【報告】 第9期計画素案について	【諮問】 第9期介護保険料について	【答申】 第9期介護保険料に		